

新型コロナウイルスと 民生委員活動に関する 調査報告書



はじめに

令和2年1月下旬に、道内初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年余りが経過しました。この間、道内の民生委員児童委員（以下、「民生委員」）の皆様におかれましては、民生委員活動と感染症予防を両立させる手立てを真摯に模索し、この困難のなか、住民に寄り添う存在であり続けたことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

この誰もが経験したことのないコロナ禍にあって、従来通りの活動ができないこの状況に合わせた新しい支援体制づくりが急務であったことから、本連盟では「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」（以下、「委員会」）に「新たな活動スタイル」の作成を付託し、令和2年9月に「北海道民生委員児童委員活動スタイル」（以下、「新活動スタイル」）の発行に至りました。この新活動スタイルの作成にあたって根拠とした資料が、本報告書に掲載している「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」（以下、「活動調査」）であります。この活動調査は緊急調査であったにも関わらず、9割を超える民児協から回答をいただき、新活動スタイル作成にあたっての心強い後ろ盾となったことはいまでもありません。新活動スタイル並びに活動調査報告書については、全国の民児協関係者や一部研究者からも高い評価を受けており、これも全道の民生委員のご協力の賜であると考えております。

この調査によって明らかになった結果は、全道の民生委員、民児協や事務局職員が、この困難に立ち向かった軌跡といえます。これらを全道の民生委員で共有する他、その取り組みを次世代に残していく意味を込めて、本報告書を作成いたしました。新型コロナウイルス感染症収束の見通しは未だに立っていませんが、現時点で、これまでの活動をふりかえり、これからの活動を考えていくにあたっての参考資料としてご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の結果に基づいた「北海道民生委員児童委員活動スタイル」の作成にご尽力いただいた、鳥居一頼様をはじめとする「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」の皆様には厚くお礼申し上げます。

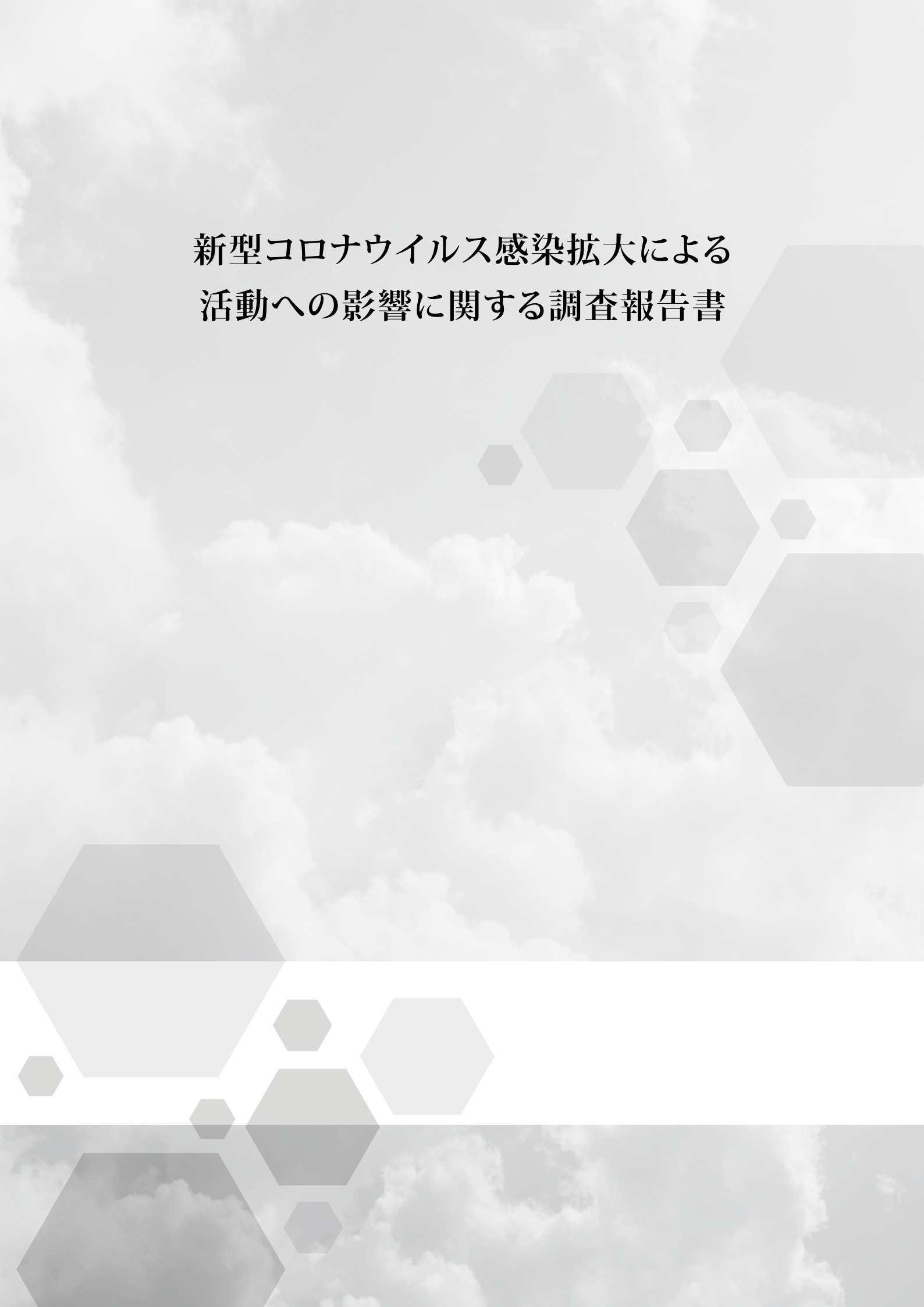
令和3年3月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
会 長 佐 川 徹

目 次

はじめに	1
新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査報告書	5
新型コロナウイルス感染症に対する意識と活動に関する調査報告書	31
調査票	47
資料 新北海道民生委員児童委員活動スタイル【第1版】	53

新型コロナウイルス感染拡大による 活動への影響に関する調査報告書



新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査報告書

○調査概要

(1)趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域住民の日常生活は元より、民生委員児童委員活動にも大きな影響を与えています。本連盟が平成30年度に策定した「北海道民生委員児童委員災害時活動指針(災害に備える民生委員児童委員ハンドブック)」の中では、災害発生時において、「委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復」について触れ、特に緊急時における定例会の開催を通じて民児協としての活動の方向性を確認する重要性を示唆しているところです。しかしながら、現在の状況においては、その定例会の開催すら困難となっており、前例のない異常事態といえます。これらのことから、従来通りの活動ができない状況に合わせた新しい支援体制づくりが急務となっています。

以上のことから、本調査は、現在の民生委員児童委員活動の状況を把握することで、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、および今年度の本連盟事業再編の基礎資料とすることを目的に実施します。

(2)調査対象

法定単位民生委員児童委員協議会 420か所

(3)調査時期等

(1)調査期間 令和2年5月7日～6月12日

(2)調査時点 令和2年2月1日～4月30日

(4)調査方法

各市町村民児協に対して調査票を送付し、回収する。

(5)主な調査項目

- ① 定例会の開催状況
- ② 訪問活動の実施状況
- ③ 相談・支援活動の状況
- ④ その他活動の実施状況
- ⑤ 新任委員へのフォロー体制
- ⑥ 地域が抱える新たな課題

○回答のあった民児協について

【市と町村別】

調査対象	回答数	比 率	回答率
市単位民児協	265	67.4%	96.0%
町村民児協	128	32.6%	88.9%
合 計	393	—	93.6%

【振興局管内別】

地 区	市単位	町村単位	合 計	単位総数	回答率
空知	39	12	51	53	96.2%
石狩	31	2	33	36	91.7%
後志	17	17	34	35	97.1%
胆振	42	5	47	50	94.0%
日高	0	6	6	7	85.7%
渡島	34	8	42	43	97.7%
檜山	0	6	6	7	85.7%
上川	41	17	58	60	96.7%
留萌	4	6	10	11	90.9%
宗谷	6	8	14	15	93.3%
オホーツク	17	13	30	38	78.9%
十勝	13	16	29	32	90.6%
釧路	21	7	28	28	100.0%
根室	1	4	5	5	100.0%
合 計	266	127	393	420	93.6%

1. 定例会の開催状況について

【表1-1: 2～4月における定例会の開催状況】

内 容	2 月		3 月		4 月	
	回答数	比 率	回答数	比 率	回答数	比 率
通常通り開催した	312	79.4%	96	24.4%	164	41.7%
開催を中止した	19	4.8%	159	40.5%	86	21.9%
開催を中止し書面審議とした	6	1.5%	76	19.3%	102	26.0%
元々開催の予定はなかった	47	12.0%	49	12.5%	22	5.6%
その他	2	0.5%	9	2.3%	15	3.8%
無回答	7	1.8%	4	1.0%	4	1.0%

n=393



区 分	2 月	3 月	4 月
定例会を開催できた民児協の割合	92.6%	29.0%	46.6%
定例会を開催できなかった民児協の割合	7.4%	71.0%	53.4%

※上記集計から「元々開催の予定がなかった」、「その他」、「無回答」を除外し集計。

1-1 定例会の開催傾向に関する考察

【図1：新型コロナウイルス感染症拡大と定例会実施割合の相関関係】

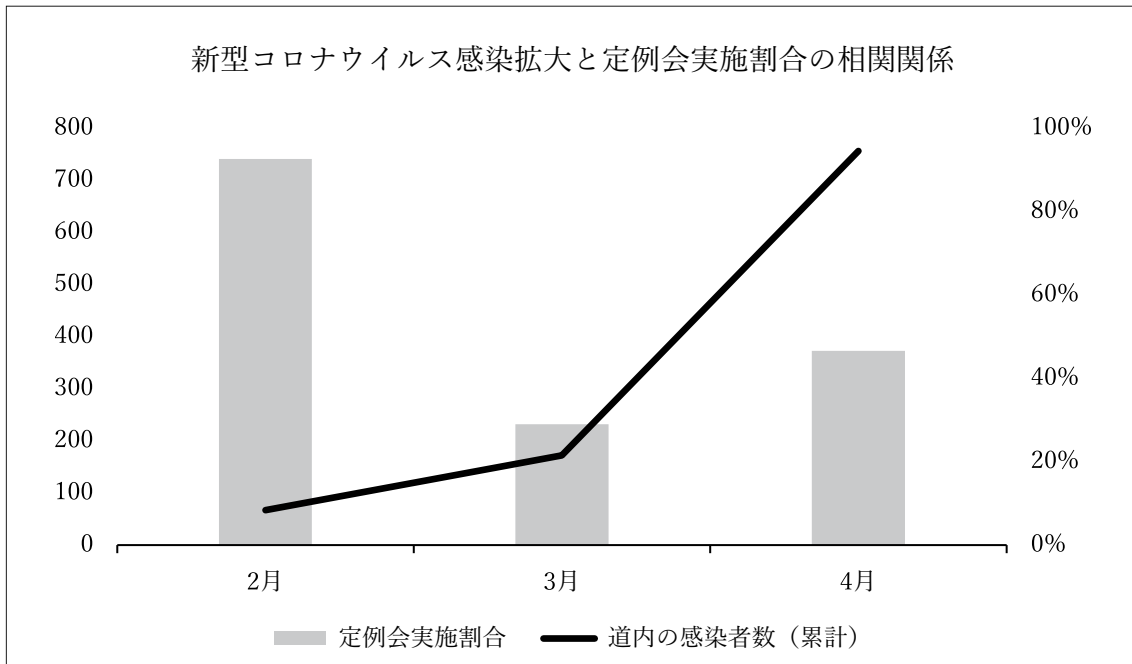


表1-1並びに図1のとおり、定例会を開催できた民児協の割合は、2月が92.6%、3月が29.0%、4月が46.6%という結果になっている。道内において、新型コロナウイルス感染症拡大の兆しが出てきたのは2月下旬であるため、その時期に定例会の開催を予定していた民児協が急遽を中止したものと推察する。道内の新型コロナウイルスの新規感染者数を月別にみると、統計的には4月にピークを迎えているが、その状況に反し、4月に定例会を開催した民児協の割合は前月比で17.6ポイント増加している。定例会を3月に開催できず4月に開催したのは、99民児協（25.2%）となっている。最長で2か月間定例会が開催できない中において、新型コロナウイルス感染症の影響下にある現状の活動を整理することを目的に、開催時間の短縮や感染症予防対策を図りながら、さまざまな制限の下で定例会を開催したものと推察する。

なお、2月から4月にかけて、すべての月で定例会を開催したのは61民児協（15.5%）であった。一方、この期間に「元々開催予定がなかった」も含め一度も参集されなかった民児協は59民児協（15.0%）となっており、奇しくも同程度の割合となっている。

1-2 3～4月に定例会を開催した民児協の傾向と今後の開催スタイル

定例会の開催を中止する最たる理由は感染防止であるが、その他にも、緊急事態宣言下における公共施設の一時閉鎖が挙げられる。民児協の大多数は、定例会を地域のコミュニティセンター等の公共施設を利用してきたが、定例会を開催したいという意向があっても、開催する場所がないという状況となっている。しかし、その中でも定例会を開催できた民児協については、3密にならないように、窓を開ける、座席を離して座るなどに加え、マスクの着用や手指消毒、開催時間の短縮等、感染症予防対策を徹底している傾向がある。しかしながら、短時間での開催であるため、十分な情報共有を図ることができないという課題が新たに生じている。

今後の単位民児協の定例会の開催スタイルとしては、感染症予防対策を徹底することに加え、ソーシャルディスタンスを保つため従来の倍の広さの会場を使用することや、定例会で情報共有できる時間が少ないことから、日常的に情報共有を図れる仕組みづくりが急がれる。

1-3 日常的な取り組みの効果

道民児連が示した「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の中では委員間の連絡調整を図るために、複数の連絡手段の確保や情報収集方法をあらかじめ定めておくことの必要性を言及している。

今回の調査によって明らかになったのは、定例会を開催できない状況においては、委員間の緊急連絡網を駆使して連絡調整を行っている民児協が多数あることだ。1回でも定例会を中止した民児協のうち、43民児協が緊急連絡網の活用に関する回答をしている。また、日常活動において、班編成による活動を行っている民児協では、班単位で情報共有や連絡調整を進めている事例も確認できた。ここに、日常的な民生委員活動がこのコロナ禍にあって有効に機能していることが示されている。

1-4 定例会が開催できない状況での課題

別の設問項目に「地域が抱える新たな課題」を自由記述にて回答いただいたが、全体回答のうち、17.0%（67件）の民児協が、定例会を開催できない現状を課題として挙げている。まさに未曾有のコロナ禍で不測の事態に遭遇し、その対応に苦慮しているといった内容が主だったものだが、その回答の一部を紹介したい。

- 月例会議は公共施設を利用しているが、5月末まで休館となり開催できない。広い会議室等利用できれば、席を離すなどして実施したいのだから…。
- 全体での会議が持てない状況は、やはり何かと不便で不安なものを感じる。
- 学校が休みの中、母子家庭等の中で、虐待などが発生していないか気がかりだが、委員と協議して対応をとるようにすること（会議、打合せなど）が出来ずもどかしい。
- 委員間の意思疎通がしづらくなった。定例会が開催できないと各委員が抱えている活動について、話し合い等ができず、地区協全体の向上が図れない。
- 民児協運営として全ての研修が中止となり、定例会の開催もないため、委員同士の連帯感が薄れている。ことに、新任委員はほとんど定例会を経験していない。
- 定例会、各部会が開催できないことにより、行政等からの周知や依頼がスムーズにいかない。また、民生委員同士の情報共有が図りにくい。
- 委員によっては、家族からこのような状況下での定例会出席に理解が得られにくい方もおり、全員参加の定例会がコロナ収束まで難しい。

活動を進めるための情報の共有化という課題が大きく挙げられている。定例会を開催できないことにより委員同士のコミュニケーション量が減少し、連帯感が薄れていることも指摘されている。次期一斉改選を視野に入れると、この現状が続くことは決して望ましいものではない。委員間の情報共有ならびにコミュニケーションの機会をいかに担保するのが当面の重要な課題といえる。

また、感染症予防の観点から、委員の家族から活動に対する理解を得られず定例会に出席できないという事例も報告されている。感染症予防を前提とする安全性に配慮した活動様式を考え、家族の理解を得ていくことも大きな課題といえよう。

1-5 定例会開催の工夫事例

○少人数分散型

多人数での3密を避けるために、委員を5～6人の班に分け、その班を単位として定例会を実施。会長が各班の状況や情報を集約。委員間の連絡網等を併用。

⇒単位民児協として情報をまとめるために、協議事項や報告結果などのフォーマット（ひな形）を示すことで、効率的な運用ができる可能性あり。

○IT活用型

定例会は極力短時間で実施し、電話の緊急連絡網の他、LINEとEメールを活用し複合的に状況共有。

⇒情報共有の効率性は格段に上がり、定例会時間短縮にともない低下したコミュニケーション量を補完する効果が期待できる。

○会長ハブ型

公共施設が使用できないので、所属委員は時間をずらして個別に会長宅へ訪問。会長は必要書類の手渡し、活動状況や現在の悩みなどをヒアリング。その結果、特に周知が必要な事例や事項があれば、改めて会長より所属委員全員に文書等で周知。逆に、会長をはじめとする役員が、所属委員宅を戸別訪問し、同様の取り組みを行うパターンもある。

⇒定例会会場が確保できない状況下においては有効。ただし、会長等役員の負担が増大するため、班体制の併用等、役割と機能を分散することが望ましい。

2. 訪問活動について（複数回答）

2-1 訪問活動の実態について

【表2-1：訪問活動に関する申し合わせ事項】

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
通常通り訪問活動をする	17	4.3%
特に気になる世帯のみ訪問活動をする	131	33.3%
訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う（訪問を伴わない）	135	34.4%
原則的にすべての訪問活動は控える	71	18.1%
訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	183	46.6%
その他	45	11.5%

n=393

表2-1のとおり、約半数の民児協が「訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている」という実態が明らかになった。この背景には、やはり訪問対象者によって支援や安否確認の必要な度合いが異なることが考えられ、訪問活動のあり方を民児協で統一することが馴染まないことを表していると考えられる。ただし、ここで補則しなければならないのは、民児協において訪問活動実施の方向性を示唆した上で、個々の判断に任せているケースが非常に多いことだ。例えば、「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」と回答した186民児協のうち、委員個々の判断に任せているのは66民児協（34.7%）であった。逆に、「特に気になる世帯のみ訪問活動をする」と回答した131民児協のうち、委員個々の判断に任せているの

は65民児協（49.6%）であった。つまり、「訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている」という回答が多いこの結果は、委員の個別活動を放任しているということではなく、訪問対象者の個別性に配慮した結果と解釈すべきであろう。なお、具体的な訪問活動のあり方の示唆をせず、全面的に委員個々の判断に任せている民児協は67民児協（17.0%）であった。

そして、全般的な傾向としては、緊急事態宣言下において、「人との接触を7割減らす」という政府の要請や、全民児連および道民児連の通知内容が反映されてる。48.3%の民児協が「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」という安否確認の形態をとっており、感染症のリスクを最小限に留め、委員自身の安全を優先する傾向が強く表れているものと考えられる。

また、基本的には訪問を控え電話等で安否確認を進めているが、特に気になる世帯は訪問している民児協は77民児協（19.6%）を数え、約2割の民児協が重層的な安否確認をしている実態も明らかになった。

なお、「その他」の回答は「感染症予防を徹底する」といった内容が主だったものであったが、特筆すべき事例として、「訪問を控え、民生委員カードとコロナウイルスに関するチラシを配布」といった報告があった。これは「ポスティング」と言われる活動で、民生委員の連絡先を住民に周知する効果や、社会の動きに応じた注意喚起を図る情報提供としても有効である。人との接触を極力控える中であって、この状況下に適した活動スタイルと言える。

2-2 活動様式の変化にともなう新たな課題

調査の結果、約半数の民児協が非訪問型の安否確認の形態をとっているが、このことに伴い、今までにはなかった新たな課題が生じている。

ひとつは、個別支援に関連する事項である。今までは訪問により気付いていた要援護者等の変化が、電話による安否確認では気付きにくくなっているという点だ。当然、電話だけではコミュニケーション量と質が低下するので、世帯状況の把握レベルも低下する。

もうひとつは、活動の財源である。安否確認のスタイルが電話中心になると、従来考慮されていなかった電話料金が活動経費に新たに加算される。さらに、携帯電話やスマートフォンの普及にともない、活動の効率性を鑑みた時、固定電話ではなく携帯電話により安否確認を行うケースが圧倒的に多いと考えられ、このことも活動経費を圧迫する。これらは、あくまでも想定であり具体的なエビデンス（根拠）を伴っていないので、今後、第2次調査を実施する場合は調査項目に入れることを検討したい。

3. 相談・支援活動について

3-1 相談・支援活動の分析

【表3-1：相談・支援活動に関する申し合わせ事項】（一部複数回答）

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
通常通り訪問（来所）により面談を行う	94	23.9%
原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%
相談の受付をしない	4	1.0%
その他	49	12.5%
無回答	6	1.5%
合計	403	

n=393

【表3-2：訪問型と非訪問型の活動の比較】

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
【訪問型】通常通り訪問活動をする＋特に気になる世帯のみ訪問活動をする	148	37.7%
【訪問型】通常通り訪問（来所）により面談を行う	94	23.9%
【非訪問型】訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
【非訪問型】原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%

相談・支援に関する活動は、民生委員活動の根幹となる活動である。しかしながら、面談をして相談・支援を行う場面は、感染症対策の“3密、のうち、密閉、密接の2つの条件に該当してしまう恐れがあることや、全民児連および道民児連の通知が影響し、全体的な傾向として約6割の民児協が「原則面談はせず、電話等で相談に応じる」と回答している（表3-1）。

このことは、訪問活動の調査結果と照らし合わせても説明ができる。表3-2のとおり、“安否確認、を目的とした場合、37.7%の民児協で訪問活動をしているが、相談支援を目的とした場合は、13.8ポイント減の23.9%まで下がる。

一方、訪問を伴わない電話等による安否確認に関しては48.3%が実施しているが、非面談による相談支援に関しては、15.3ポイント増の63.6%に増加する。つまり、訪問型の安否確認を実施している民児協であっても、3密による感染リスクを避けるために、相談支援については面談を避ける傾向があるということがいえる。

なお、「その他」の回答のうち、約半数が「相談の実施は個々の委員の判断に任せる」というものであった。次いで「感染症予防を徹底する」という回答が多かったが、「必ず事前に電話してから相手のところに伺う」や、「原則制限を加えず相談者の意向を尊重する」という回答もあった。

3-2 相談・支援活動に関する新たな課題と今後の展開に関する考察

これまで、民児協運営（定例会の開催）、訪問活動、相談支援活動の調査結果およびその課題に関する考察を述べてきたが、これらの課題は複合的に連動をしている。従来、困難な支援事例に遭遇した際、民児協定例会においてその困難事例の検討を行うことで、支援に結び付けるとともに、担当民生委員の心理的負担の軽減を図ることができた。しかし、定例会を思うように開催できない状況にあっては、このことが機能していない。

一方、民生委員活動の基本ともいえる“見つける”、“つなげる”、“みまもる”という活動も、訪問活動が思うようにできない状況にあっては、“見つける”という相談・支援活動にも大きく

影響する。つまり、新型コロナウイルスの影響下にあっては、それぞれの活動の課題を個別に検討するのではなく、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討しなければならないということである。その意味では、今回の事態を自らの活動を見つめ直し、状況に応じて再構築する契機として捉え直してみたいかがだろうか。

新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが今後の活動の重要なポイントになると考える。感染症リスクを避けつつも、地域に求められる活動スタイルの開発が急務と言えよう。

例えば、先述の「ポスティング」の活動事例である。マスクの送り付け商法や特別定額給付金に関する詐欺など、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪徳商法や特殊詐欺の事例が急増しているなかにあつて、現状に即した効果的な活動といえる。この活動であれば、人との接触機会も最小限に留めることができる。加えて、そのチラシに民生委員の電話番号等の連絡先を記載しておけば、民生委員がアウトリーチ（訪問支援）せずとも、相談者からのアクセスも期待できる。

さらに、対象世帯に対しては「このような状況だけどもきちんと見守っています」ということを示す手段としても有効である。このことは決して新しい活動ではない。民生委員・児童委員の日、活動強化週間で展開されている内容と全く同様である。

つまり、新型コロナウイルスの影響を強く受ける状況下であっても、状況の整理と考え方を变えることで、既存の活動が十分に展開できるということだ。現状を的確にとらえ、今後どうしていくのかを検討するだけでも大きな意味を持つ。今後、実際に活動を実施できるか否かにかかわらず、今できることを精査し、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討することは必要なことであると考えられる。

この民児協の現状の包括的整理にあたっては、本連盟が現在実施している「民生委員協議会等基本調査」の調査票がツールとして活用できる。この調査票は、民児協運営やその活動等に関して55の設問を設けており、その設問に回答することで、客観的な現状を明らかにできるよう工夫されている。本連盟としては、単位民児協に対して、民児協活動等の現状の包括的整理に関する働きかけを行うとともに、基本調査をはじめとする既存事業との連動性を担保しながら、市町村および単位民児協支援の方策を検討することとしたい。

3-3 生活福祉資金緊急小口資金等の対応

3月25日に生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の制度が実施された。このことについて、本連盟としては関連する活動の概要および留意事項について通知した経過がある。この制度における民生委員の役割は、現時点ではほぼ無いに等しいが、償還据え置き期間を経た後、借請人に関する資料が民生委員に文書通知され、状況によっては新たな支援対象ともなりうるため、決して無視できる制度ではない。

このことについて、民生委員が関連する相談を受けた件数については、表3-3のとおりとなる。ただ、この実績はあくまでも民生委員が相談を受け、地元社会福祉協議会につないだのではないかと考えられる件数である。約1割の民児協（民生委員児童委員）に相談実績があるので、最短で1年後から始まる償還の際は相談を受けた世帯に限りスムーズな支援ができるものと思われる。

【表3-3：民生委員による生活福祉資金緊急小口資金の相談実績】

	件数	比率
相談実績あり	31	7.9%
相談延べ件数	176	—
平均相談件数	5.7	—

n=393

ただし、新型コロナウイルスの政策動向によっては、これらの状況は大きく変化する可能性は否めない。生活福祉資金緊急小口資金は、10万円を上限とした一時的な貸し付けであるが、政府の経済対策が機能しなかった場合、更なる失業が増え中期的な貸し付けにあたる総合支援資金（生活支援費）の利用世帯が急増する可能性がある。

この制度を利用した場合、最大で60万円の借入れが可能となり、1年間の据え置き期間を経て10年以内に償還することとなる。現段階においては、特別措置として、所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還が免除されるが、コロナ禍による経済不況が長引けば、今まで支援対象とはなり得なかった住民税を課税されている世帯にも、長期的な支援が求められることが想定される。

このことに関して、民生委員は関係機関につなぐ活動を原則とすることには変わりはないが、把握が必要な世帯が増加する可能性は現時点で指摘しておきたい。

4. その他の活動について

【表4-1：民生委員による各活動の実施状況】

項目	予定あり	比率	実施予定ありの回答のうち				
			実施	中止	延期	未決定	未回答
行政等からの依頼による調査活動	134	34.1%	16.4%	42.5%	33.6%	7.5%	0.0%
福祉票・世帯票の整備	133	33.8%	33.8%	25.6%	29.3%	9.8%	1.5%
他団体への会議や行事への参加	239	60.8%	7.5%	72.4%	10.0%	9.2%	0.8%
自主運営しているサロン等活动	106	27.0%	0.9%	88.7%	6.6%	2.8%	0.9%
民児協の独自研修	187	47.6%	2.1%	52.9%	21.9%	22.5%	0.5%

n=393

この設問は活動記録の「その他の活動件数」の項目を参考に設定した。傾向として、調査活動や世帯票の整備など、3密（密集、密閉、密接）の条件がすべて揃にくい活動は1～3割程度の民児協で実施されている（表4-1）。一方、3密の条件がすべて揃ってしまう集会型の活動の実施割合は、いずれも1割以下となっており、緊急事態宣言で示された感染症拡大防止が民児協活動においても反映した結果となった。今後は、定例会の開催も含め、研修会等の集会型の取り組みは、そのあり方や形態を大幅に変更することが求められることになるだろう。

また、この調査結果において特徴的なのは、完全に中止の判断をした取り組みと、延期や未決定等その判断を保留している取り組みの差が顕著に表れていることだ。いわゆる関係機関や地域住民と一堂に会する集会型の取り組みは7～8割が中止しているが、民児協の独自研修に関してはその割合が5割程度に留まっており、中止の判断を保留している民児協は4割以上となる。独自研修の実施には、一斉改選後の新任委員の存在が影響しているものと思われる。また、人との接触が比較的少ない活動は、延期ないしは、中止の判断を保留している傾向もある。

関連して、今後懸念されることとして、各活動の延期または未決定の比率が高いことが挙げ

られる。延期と未決定の合計でみると、調査活動が41.1%、世帯票等整備が39.1%、独自研修が44.4%となっている。

新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら、これらの活動の実施を今後検討することになると考えられるが、収束時期が長引けば長引くほど、その活動に充てられる時間も短縮されてしまい、過度な負担が生じる可能性があり、中止せざるを得ない判断も必要となろう。

5. 新任委員へのフォローについて

5-1 新任委員へのフォローの実態

この設問は令和元年12月の一斉改選により新たに就任した新任委員に対して、どのようなフォローをしているかを自由記述で回答いただいた。就任してから半年も経過していない状況にある中で、65.4%（257件）の民児協がこの設問に対して回答をしており、この問題への関心度の高さが伺える。

新任委員に対するフォローの形態は、市と町村で大きな違いが出ている。市の単位民児協では会長をはじめとする先輩委員がアドバイザー機能を果たしていることにに対し、町村では事務局職員がその機能を果たしている。町村民児協においては、144民児協のうち、142民児協が行政で事務局を担っている実態があるため、このような結果になったものと考えられる。全般的な傾向としては、悩みを聞くなどのアドバイザー機能が中心となるフォロー体制であるが、その中でも特徴的な取り組みを紹介する。

5-2 新任委員のフォローに関する特徴的な取り組み

(1)既存の取り組みの効果が期待できる事例

- 前任者が退任する前・後でも、新任者と訪問活動を行い引き継いでおります。前任者が作成した住民支え合いマップを活用しているので、担当地域の状況についてはある程度把握できています。問題点等があれば、定例会で話し合いをしています。対処に不安があるときは会長が同行します。
- 今年度事業計画の重点項目のひとつに「新任委員をサポートする仕組みづくり」を取り上げ、新任委員への支援として、「声掛け、見守り、相談にのる」等に取り組む。
- 定例会を通常通り実施しましたので、新任委員との話を聞きアドバイスしました。また、3月までは定例会の他にミーティング（毎月1回）を実施しており、その場でもアドバイスしました。
- 定例会の時に「何か一言コーナー」や「発表」の場を設け、ベテラン委員が分かりやすくフォローしています。

(2)人材育成効果が期待できる事例

- 相談できる経験委員に新任委員の助けになるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。資料、文書等、役員が各委員に届け声掛けしている。
- 新任委員に対しては、当初先輩委員と活動させ慣れさせてから独自で活動するように実施している（特に地域の各種行事支援等）。
- 委員が主体となる自主例会を開催し、先輩委員から活動に対する情報交換により、新任委員へのフォローを行う。（町村民児協の回答）
- 選出地域別に班編成し、班長が定期的も声掛け等を働きかけ、不安等の解消に努めている。

- 相談できる経験委員に新任委員の助けになるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。
- 当町では委員を数グループに分け、そのグループ内において協力体制をとれるようにしている。グループ内には、新任委員やベテラン委員、男女をそれぞれ入れるようにしている。

(3)自らの学びを促進する事例

- 今後、各委員から問題解決に至った体験談などの参考事例、各研究部会の内容などをまとめ、3か月に1回を目処に、「民協だより」を内部だけに発行し、新任者を含め活動の参考にしたいと考えております。
- 新任委員については、事例および対応を掲載した「活動参考書（マニュアル）」に基づき、個別に対応、指導。個別の相談事については、例会書類引継ぎ時や電話、メールで対応。
- この時期（自粛期間）に民生委員活動に関する資料を良く読むことを勧めています。
- 活動記録記入の手引きをベースに、研修会等の事例を主たる分類と例示ごとに、月別の活動内容①に記入例として明記し委員全員に配布しました。この中から、民生委員児童委員の活動概要等を理解することを期待しています。

(4)委員の孤立感や不安を緩和する事例

- 週1回電話連絡とし、混乱や不安のないようにしている。
- 新任委員に困っていることはないかと思い電話したところ、「活動をする気持ちはあるが訪問される相手のことを考えて自粛している。気持ちは焦っている。」との回答があり、事務局からは「自分の身の安全を第一に考え無理をしないように。」と伝えたところ、「それを聞いて、気持ちが楽になりました。」とのことでした。特に新任委員には、少しでも声掛けが必要と感じました。
- 新任委員より、「活動しない状態で良いのだろうか？」と不安の声がありました。特に訪問活動ができないことを「何もできてない」と話す委員が多かったので、訪問活動だけが委員の活動ではないことを手紙、電話で伝えました。
- 新任委員を対象に集まりを持ち意見交換した。
- 女性新任委員が、男性からの相談がある場合は、会長又は副会長と訪問するようにしている。

(5)ITを活用した事例

- 公式LINEにて、不安や質問に応じており、何かあった場合は、速やかに役員が対応できるようにしています。
- 個別面談する時間を重要視し、個々が感じている思いを聞き取るようにしている。また、民児協としてメーリングリストの登録を進めていたことから、「新型コロナウイルス感染症」に関する行政の動きや民生委員児童委員協議会の諸連絡をタイムリーに発信し、委員が不安を抱かないように情報提供に努めた。

6. 地域が抱える新たな課題について

6-1 6つのカテゴリー

この設問も自由記述で回答いただいた。回答の内容が多岐にわたるため、まずは回答内容を類型化した。その結果は以下のとおりとなる。これらについて特徴的な課題を一つひとつ見ていきたい。

「①民児協運営（定例会含む）に関すること」のうち、定例会に関する事項は、1-4に記載したので、ここでは割愛し他の内容について紹介する。また、回答内容はその一部を紹介する。

①民児協運営（定例会含む）に関すること	79件（42.9%）
②地域課題に関すること	35件（19.0%）
③個別支援に関すること	20件（10.9%）
④活動財源に関すること	14件（7.6%）
⑤欠員に関すること	4件（2.2%）
⑥その他活動に関すること	56件（30.4%）

※割合は、自由記述回答のあった民児協数を母数としている

6-2 民児協運営に関すること（定例会に関して前述1-4のとおり）

- 当民児協では緊急時の電話による連絡網は確立しているが、重要事項等をまとめ、作成した書類の配布体制が十分とは言えず、この度の対応の反省を生かし委員への新たな連絡体制の構築を検討している。
- 当協議会は定数49人で、このような事態が発生すると、3密を避けることが難しいことから、組織分割を検討したい。
- 緊急の時、地区民児協の連絡網を作成していなかったため、作成することが話されました。
- 6月に予定していた管外研修も中止となり、委員間の交流、情報の交換も難しく不安です。
- 定例会など集まる機会がないため、新任委員になかなか民児協に馴染んでもらえない。
- 新任委員が多い地区のため、コミュニケーションをしっかりと取りたかったができていない。
- 仕事により日中連絡がつかない委員がいるため、事務局からの連絡は郵便周知を基本としているが、情勢の目まぐるしい変化により対応が追い付かず苦慮することがある。LINEの導入検討について、LINE不可の端末を使用する委員も多く進んでいない。

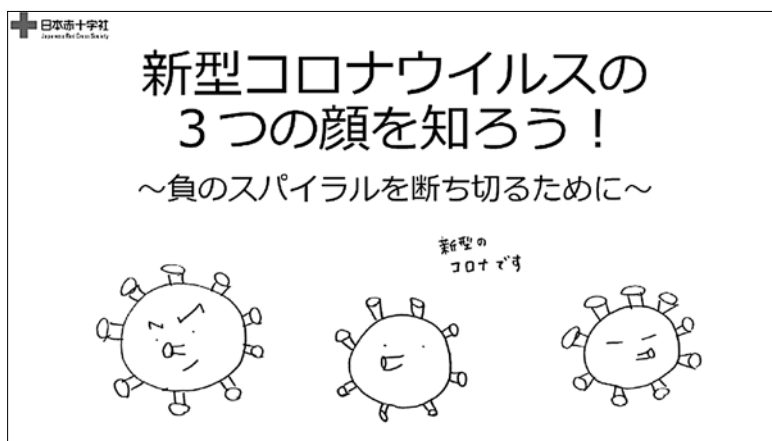
上記は、定例会に関する課題を除き、民児協運営に関する課題について抽出したものだ。緊急連絡網を使用した結果の反省を生かす事例や、新任委員とのコミュニケーション機会低下に対する危機感など、さまざまな回答をいただいている。コロナ禍にあって、これまでの活動の意義や効果を改めて認識するとともに、組織形態の見直しや、SNSを活用した連絡体制の構築など、時代に合わせた取り組みを示唆するものでもある。いずれにしても、長期化が予想されるこの事態に合わせた柔軟な発想と実践、そして行動力が求められている。

6-3 地域課題に関すること

- 多くの高齢者が外に出歩けないことにより、精神・健康問題が多く生じています。民生委員として、なかなか訪問できないこともあり、これからどのように問題を把握し、声掛けしていくか、どのような訪問方法がよいのかが課題になっています。
- 外出自粛の影響で家に閉じこもる高齢者などを心配する委員の悩みはあった。
- 心配ごとは、孤立死と認知症の進行の対応である。住民側の方もコロナ自粛が行き届いているためか、声を上げづらいかもしい。
- 高齢者が感染の恐れから、買い物等に不便をきたしている。また、外歩きができなくなり、足腰が弱ってきている。会話の頻度が減っているため認知症の恐れがある。子どもが外遊びできないでいる。
- 子どもについては、学校休校により子どもだけでの留守生活で、食事など火の元等の安全面で不安を感じる家庭もあった。
- 地域の各種催しの中止、民生委員活動の自粛、訪問の自粛等、地域の方たちと直接話し合う機会が少なくなっている。
- 町内会、民児協など地域活動が自粛され、連携の不十分さが出始めている。
- 通常時は高齢者クラブの集まりの中から地域の情報ももらっているが、開催中止となっていることから情報途絶状態。
- 今後、特別給付金支給に関わっての課題の発生が心配される。(特に認知症を有する単身高齢者世帯)
- 医療関係者が多く住んでおり、子どもの留守番に不安を感じ、周りからいじめの声が聞かないか心配している声がある。
- 市内で感染が発生した時、噂が錯綜し、不安で暮らす人が多くなった。委員も報道から得る情報しかないので、答えることができず、委員同士でもそれぞれの聞いた噂のことしか分からない状態だった。正確な情報が欲しかった。

上記の地域課題は、新型コロナウイルスの感染拡大によりそのレベルが深刻化する可能性が高いものや、新たに生じた課題、人権に関する課題など多岐にわたる。特徴的なのは、新型コロナウイルスの影響により、助けを求める声が上がりにくい状況にある可能性を示唆した回答だ。緊急事態宣言下においては、人との接触を減らすことを旨とした政府および自治体の要請があり、民生委員が訪問する活動はもとより、住民の側も外出自粛に意識が高まり、双方ともに“つながる、行為を遠慮する傾向が見受けられる。現状において、民生委員によるアウトリーチ（訪問支援）機能が低下している中であって、潜在的な福祉ニーズがより一層見えにくくなっている。この指摘は、地域においてますます深刻化する傾向が見られる。

また、医療従事者はその職務上、一般住民より感染症のリスクは高いと言えるが、その家族（子ども）が偏見に晒されることを不安視する意見もある。感染者並びに医療従事者およびその家族に対する不当な差別は明らかな人権問題である。これらの差別は正しい知識や情報が欠如していることに起因する。人権を守る意味でも、この感染症に関する正しい知識と情報を入手することはもとより、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する“福祉教育”の取り組みも必要となってくる。この取り組みにあたっては、日本赤十字社が作成した啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」が非常に参考になる。この啓発資料は、新型コロナウイルスは、“病気”、“不安”、“差別”の感染を広げ、それぞれが連動していることから、正しい知識と考え方を身につける必要性を、分かりやすく解説している。



日本赤十字社HP http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

6-4 個別支援に関すること

- 特に独居高齢者への対応（民生委員の顔を見て安心する人もいれば、過度に人との接触を恐れ、孤立感を深める人もおり、対応が難しい。電話などによる安否確認は安心で喜ばれている）
- 高齢者については、自粛のため認知症の症状が増え、隣近所から苦情が出てきた。不安症状も多くなった。マスクが無くて病院に通院できないと悩んでいた。
- 「認知症が進んでしまった」、「体調を崩した」との相談も増え、面談や訪問に苦慮した。
- 4月には独居高齢者が室内で倒れているところをヤクルト配達員が発見。すぐに民生委員に連絡が入り、入院となったか？親族が地元にはいないため、病院生活に必要な身の回りの物など調達しているのか？病院では本人に会えず、看護師を通して対応ということで、直接会って相談ごとなどを聞いてあげられず、やりきれない思いです、という報告を受けています。
- 新型コロナウイルス感染拡大で、高齢者訪問はしないで電話による元気確認をしていましたが、1か月くらい顔を見ることなく元気であるものと思っていたところ、自宅の中に居て脱水症状により救急車で運ばれるということがありました。子供さんもコロナで本州から来られず、入院の準備など家族から委員さんにお問い合わせ、電話連絡も本州なので経費など大変だったと思います。
- 児童虐待で小学1年生が児童相談所へ送致される事案が発生。その後の対応について、民生委員児童委員として活動できない状況にある。また、学校訪問等ができない状況にあるため、活動に支障が出ている。
- 障がい児をもつご家庭はデイサービスが休み等で疲れ果てている。
- 特別定額給付金の申請について、申請書の代筆の依頼があり、市からの指示を仰ぎ、極力引き受けないこと、または第三者を入れて書いてあげる。代理人の所に署名捺印しないこと、以上3点を委員に伝えました。
- コロナウイルスによる社会不安からか、地区の精神障がい者の方が不安定になっている気がしました。
- 電話での安否確認方法も取り入れているが、相手が疑いの感で対応することの状況もあり、訪問とは大きな違いがある、との声あり。この状態が長引くと活動がやりにくくなるのではないかと。
- 直接面談ができないことにより、その方の表情など分からないので、適切な対応ができないのではないかと。

上記の個別支援に関する課題も、新型コロナウイルスにより従来の個別支援活動ができない苦悩やもどかしさについて回答をいただいている。また、特別定額給付金などの新制度への対応をしている事例の報告もあった。その中でも特徴的なのが、一人暮らし高齢者の入院に関する支援を行った際、親族との連絡調整を民生委員が担っている事例である。ここでは通信費用も含めた懸念を記入いただいているが、平成30年に発生した胆振東部地震でも同様の事例が発生している。胆振東部地震では、ブラックアウトにより固定電話が一切使用できない状況下において、本州の親族が高齢者の安否を確認するにあたって民生委員がその役割を果たした事例がある。新型コロナウイルスの影響下においては、本州に居住している親族が移動制限により来道できないという点が類似している。この事例は氷山の一角であることが予想され、新型コロナウイルスの社会情勢にも左右されるが、今後類似事例が道内で多数発生することは想定しておく必要がある。伴って、これらの事例を元に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関と、課題意識を共有し、その対応の検討を予め行うことも重要と考える。

6-5 活動財源に関すること

- 委員の訪問活動を制限し、電話対応による確認を基本としたとき、通信料（電話代など）を確認し、補助する術を確認していない。
- 訪問活動をする際のマスク、除菌スプレーやシートなど、個々で準備するため、中々手に入らないことが多い。地区民児協で備蓄が必要。
- 新任委員が就任して間もなく地区協が中止となり、委員間の交流が図れない。地区協の予算が今後活動の予定が不確定なため適切に活用されていくかが懸念されます。
- 意思統一のため、文書、電話等でやりとりをしたため、経費が増大した。
- 民児協運営、コロナウイルスで感染拡大を受け、普通の活動以下になります。市補助金、道負担金の減額にならないか危惧しています。

活動財源に関する課題については、上記のとおり2面的な課題を抱えている点を指摘したい。1点目は、新しい活動スタイルの移行にともなう活動費用の増加である。上記事例では主に通信費用や感染症予防の経費を例として挙げており、従来の活動様式とは異なるため、今後の活動に要する費用に関してどのようになるのか不安を抱えているものである。

2点目は、逆に予算に残額が生じてしまう課題である。1点目は個人の活動費に焦点を当てていることに対し、2点目は民児協の予算に焦点を当てている。単位民児協は「地区民生委員協議会活動推進費」として、国費・道費から250,000円の補助を受けている。

この活動推進費は、あくまでも補助金であるため、残額が発生した場合は当然返還義務が生じ内部留保は認められない。この予算の取り扱いについて、新型コロナウイルスが発生する以前の当初計画のままで推移してしまうと、活動推進費の返還が生じる民児協が多数存在するものと推察する。この活動推進費の取り扱いに関しては、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への使途は幅広く認められる財源である。研修会や事業の中止に伴って、予算残が生じる見込みがあるのであれば、災害に備えるための備品整備、活動のためのジャンパー、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入など、民児協内でアイデアを出し合い、その使途を柔軟に変更する判断が必要となるだろう。

6-6 欠員に関すること

- 欠員している地区委員の勧誘ができずにいる。
- 病氣療養のため退任者があったが、後任者探しのための訪問が難しい状況となっている。
- 現在欠員が3名あり、活動地域も広く欠員地域のカバーが疎かになっている状況であり、現在の地域の課題であると考えている。

平成28年12月の一斉改選では欠員率が2.1%であったことに対し、令和元年度では3.9%まで上昇してしまっている。平成13年12月の一斉改選では0.6%であった経過から考えると、この18年間で欠員率が7倍近く増加し、現時点における喫緊の課題となっている。

当然、日常的な活動の一環として、欠員のある民児協では新任候補者探しに務めることとなるが、新型コロナウイルスがこの候補者探しを大きく阻害していることは否めない。また、仮に地域に適任者がいた場合であっても、このコロナ禍の中で就任の受諾に大きく影響することが強く懸念される。

7. 地区別の発症者数と民生委員活動に関する相関性

次に、新型コロナウイルス発症者数と民生委員活動の実施に関して、地区別にその相関関係をみてみたい。サンプル数が30前後の管内のうち、感染者が多い上位3管内と下位3管内を抽出して比較する。

【表7-1：地区ごとの累計感染者数と各活動の実施割合】

	A管内	B管内	C管内	D管内	E管内	F管内
累計新規感染者数（人口10万人あたり）	31.99人	17.40人	8.11人	3.83人	3.04人	0.88人
1. 定例会の開催状況						
①3月開催	42.4%	10.0%	35.3%	19.1%	4.8%	3.4%
②4月開催	42.4%	40.0%	35.3%	66.0%	57.1%	20.7%
③3～4月の開催（平均）	42.4%	25.0%	35.3%	42.6%	31.0%	12.1%
④3～4月双方開催	27.3%	6.7%	26.5%	14.9%	0.0%	3.4%
2. 訪問活動の実施状況						
①訪問型安否確認	63.6%	56.7%	38.2%	36.2%	33.3%	31.0%
②非訪問型安否確認	69.7%	60.0%	44.1%	34.0%	45.2%	55.2%
③訪問活動を控えている	9.1%	16.7%	29.4%	8.5%	9.5%	24.1%
④原則電話による安否確認+気になる世帯は訪問	39.4%	33.3%	14.7%	17.0%	11.9%	27.6%
3. 相談支援活動の状況						
①通常通り面談	18.2%	26.7%	38.2%	19.1%	33.3%	17.2%
②原則電話対応	66.7%	56.7%	52.9%	31.9%	47.6%	69.0%
4. その他の活動の状況						
①調査活動	3.0%	6.7%	0.0%	4.3%	2.4%	13.8%
②福祉票・世帯票の整備	9.1%	0.0%	2.9%	44.7%	0.0%	13.8%
③他団体会議・行事への参加	6.1%	6.7%	0.0%	2.1%	4.8%	10.3%
④サロン等自主事業	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑤独自研修	6.1%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※累計感染者数は令和2年4月30日現在。上記割合は各管内の回答数を母数として算出。

7-1 定例会の開催状況の比較

まずは、道内において新規感染者が爆発的に増加した3～4月の定例会の開催状況（表7-1）についてみてみたい。全般的には、新規感染者数が多い管内が定例会を開催している傾向が見られる。3月と4月の定例会の開催状況を比較すると、2つのパターンに分類できる。

一つは、3月、4月共に同割合を示しているパターン（A管内、C管内）で、3月、4月の両方とも定例会を開催している割合も比較的高い特徴がある。このパターンの最大の特徴は共に新規感染者数が比較的多い管内ということだ。B管内は新規感染者が多いにも関わらず、このパターンに該当しない要因としては、3月上旬に発生した大規模なクラスターが大きく影響しているものと考えられる。

もう一方は、3月から4月にかけて開催割合が増加しているパターン（B管内、D管内、E管内、F管内）である。特に、E管内は3月と4月の実施割合を比較すると、52.3ポイントも増加している。会場となる公共施設の閉鎖と、徹底的な活動自粛が相まって3月の定例会の開催割合が低くなったものと推察する。

コロナ禍における定例会の開催にあたっては、大きく2つの要件をクリアしなければならないと考えられる。ひとつには会場の確保である。緊急事態宣言の発令にともない、各自治体の判断により多くの公共施設が閉鎖された。加えて、3密を回避するために、いつもよりも広い会場を確保しなければならない。特に3月において、これらの条件をクリアすることが難しい状況にあったことが考えられる。公共施設の使用制限は、各自治体の感染症予防対策やガイドラインに基づくものであり、各自治体の意向が定例会開催の傾向に大きく影響していたのではないだろうか。

もう一つの要件は、役員をはじめとする所属委員の合意形成にある。今回の調査では、役員会開催に関する設問は設けていないが、定例会を中止した民児協のうち、役員会は開催した旨の自由記述回答が26民児協を数えた。機関決定をするためには役員会を経て決定されたものと推察できる。

よって、定例会の開催を判断するにあたっては、役員会における開催の合意形成のプロセスを経ていることは想像に難くない。前述のとおり、感染症予防の観点から、委員の家族から活動に対する理解を得られず定例会に出席できないという事例があることも含め、幾多の困難を乗り越えて定例会を開催したものと考えられる。

7-2 訪問活動の実施状況

次に訪問活動の実施状況を比較してみる。訪問活動の主な目的である安否確認の形態について、実際に世帯を訪問して安否確認する形態（訪問型）、電話等で安否確認をする形態（非訪問型）、そして、原則的には電話等により安否確認もするも特に気なる世帯は訪問する形態（重層型）の3つに分類し、その傾向を分析したい。

まず、新規感染者数が多い管内ほど、訪問型による安否確認の実施割合が高い傾向を示す。この背景には、多数の新規感染者が確認されている状況にあって、住民の不安が大きくなっていることからそのことに寄り添った結果が、訪問型の割合が高い傾向に作用していると推察する。

一方、非訪問型の安否確認については、新規感染者数との相関関係は確認できなかった。このことは、全体的な傾向として、電話等による非訪問型の安否確認の実施割合が48.3%であり、安否確認はこの実施形態をベースにしているため、新規感染者数は大きく影響していないものと考えられる。

重層型の安否確認については、新規感染者の多い管内（A管内、B管内）と、極端に少ない

管内（F管内）がいずれも比較的高い実施割合を示している。ただし、A管内並びにB管内と、F管内で顕著な違いが出ているのが訪問型と重層型の割合の差である。A管内は、訪問型が63.6%、重層型が39.4%であるため、その差である24.2%の民児協は、訪問型か非訪問型のいずれか一方で安否確認を進めているといえる。それに対し、F管内は、訪問型が31.0%、重層型が27.6%であり、その差は3.4%しかない。このことは、F管内において訪問型の安否確認を行っている民児協の大多数の民児協が非訪問型の安否確認も並行して行っていることを示している。

7-3 相談支援活動の状況

相談支援活動の状況については、統計的には新規感染者数とその実施形態に与えている影響は確認できなかった。新規感染者が最も多いA管内と最も少ないF管内を比較しても、「通常通り面談する」、「原則電話対応」の実施割合はほぼ同程度となっている。このことは、コロナ禍にあっても、住民の困りごとに対して、可能な範囲で真摯に向き合う姿勢はどの管内においても変わらないことを示していると思われる。

7-4 その他の活動の状況

調査活動や世帯票の整備等、人との接触機会が少ない活動については比較的实施している割合が高いことは前述したとおりであるが、管内別に集計すると、新規感染者数の少ないF管内がこれらの活動を実施している傾向が比較的高い結果となった。

また、3密の条件が揃ってしまう独自研修の取り組みに関しては、新規感染者が多い上位2管内においてのみ実施され、それ以外は実施されていない。ただし、6.1%、3.3%と実施率は極めて低い。

D管内において、福祉票・世帯票の整備の実施割合が44.7%と極めて高い数値を示しているが、その理由について、この管内のある市では連合民児協による活動の方針を早い段階で打ち出し、このことが影響し市内のすべての民児協でその活動に取り組んだ結果が反映されている。

8. これからの民生委員活動に関する一考察

全国民生委員児童委員連合会では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「ご自身と家族の安全が最優先。活動や協力は無理のない範囲で」という会長のメッセージを発出している。この考え方は、平成26年に策定した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」に基づくものであり、コロナ禍にあっても揺るぎない活動の指針である。このメッセージは、政府の緊急事態宣言の延長を受け、5月7日に発出されたものであるが、その当時と状況が徐々に変化してきている。

民生委員活動のこれからを考えるうえで、新型コロナウイルスに対する最大の予防対策は「何もしないこと、だ。活動をしなければ、感染症のリスクは当然低くなる。しかしながら、誰もが経験したことのない、このコロナ禍にあっては、地域におけるさまざまな課題が新たに発生している現実があることを無視できない。

これらのことから、これからの民生委員活動を考えていくにあたっては、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが重要なポイントとなる。感染症リスクを避けつつも、地域に必要な活動のスタイルの開発が急務であることから、現時点で考えるこの状況に合わせた活動スタイルについて、次のとおり考察したい。

なお、その内容は、本調査結果、ならびに現在の感染症拡大状況や国の政策など、現状に照らした活動スタイルの考察となる。感染症収束状況や、政策動向によって、その活動スタイルは変容を求められることを予め断っておきたい。

(1)新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につける

令和2年6月に総務省が実施した「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査」によると、72.0%の人が間違った情報や誤解を招く情報に接触しており、その内、76.7%の人が「正しい情報だと思った、あるいは「正しい情報かどうか分からなかった」と回答している。さらに、その情報が怪しいと思った場合に真偽を調べなかった人の割合は49.1%に上る実態が明らかとなった。

災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、極めて大きな社会的不安が蔓延する中においては、誤った情報やデマが拡散しやすい。同じ市町村内で新規感染者がいることが判明した際、噂話やSNS等でさまざまな情報が拡散しているが、その真偽は定かではないことが多い。感染症予防対策についても、自身としては正しい行動をとっているつもりが、実は間違っていたということも十分ありうる。

民生委員として、ひとりの生活者として、自分自身、そして家族の身を守るためにも、まずは、新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につけ、デマや噂話に踊らされることのない冷静さが、今後の活動を考える上での基本的スタンスであると考えられる。

(2)定例会の開催

民児協の定例会は、主に連絡調整、研修・研究、意見交流の場としての機能を有しているが、このコロナ禍にあっては、その機能の大部分が制限され、個々の委員活動に大きく影響している。災害発生時においては、「委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視する、ことが重要とされている。これは、大規模災害に際しては、各委員が孤立しがちになる実態や、個々の判断により活動を行わなければならない不安を解消するとともに、非常事態下での活動の方向性を早期に決定する重要性を示唆するものである。

新型コロナウイルスの影響により、3～4月の期間において、感染拡大防止や公共施設の

一時閉鎖を理由に半数以上の民児協が定例会を開催できなかったが、このことは平成30年北海道胆振東部地震で特に被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町の状況に酷似している。この3町においては、町内の公共施設が避難所や物資保管場所などで使用されており、定例会会場を全く確保できなかった。結果、定例会を開催できたのは発災から2～3か月後であり、後に被災地民児協の会長は、「委員の不安の解消のためにも、ある程度無理してでも即座に定例会を開催すべきであった。」と語っている。今後の活動のあり方を検討するうえで、民児協定例会の開催は必須であるということを前提として、以下の点に留意した定例会の開催を提案したい。

○個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

- ・新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につける。
- ・マスクの着用や手指消毒等、個人レベルでの感染症予防を徹底する。
- ・感染症予防や咳エチケットのマナーに関して、民児協内で共通の理解を図る。
- ・風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず定例会を欠席する。

○`3密、を避ける会場の選定・設定とその留意事項

- ・委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保する。場合によっては、机の配置もスクール形式とし出席者同士の対面を最小限とする。
- ・大きな声を出さなくて済むようマイクを使用する。ただし、マイクの使用にあたっては、使用都度消毒する。
- ・会場内の換気に十分留意する。
- ・会場内での飲食は避ける。

○定例会の時間短縮にともなう情報共有を補完する仕組みづくり

- ・定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても理解できるように丁寧に作成する。
- ・協議事項や資料の内容を工夫するなどして効率的な進行に努め、会議時間の短縮を図る。
- ・簡易な共有すべき情報については、通信アプリLINEやEメール等、SNSを活用した情報共有の仕組みを構築する。
- ・緊急連絡網の整備を進める。

(3)今年度の活動（事業）計画の見直し

本調査でご協力をいただいた圧倒的大多数の民児協が、年度計画どおりに活動できておらず、今後の見込みも具体的に定まっていないのが実情である。関連して、計画通りに活動ができないことにもなると、予算も予定通りに執行できず公費による補助金への影響を不安視する意見も多々ある。そこで、この事態が長期化することも視野に入れ、活動（事業）計画や、民児協予算の執行に関して、以下の視点により見直し、現状を整理されることを提案したい。

○活動の見直しや整理の視点

①その活動は民生委員が主体となることが望ましい活動であるか？

→民生委員にしかできない地域福祉活動

→他の関係機関・団体でも実施できるが現状において民生委員による実施が望ましい活動

②その活動は人との接触が多いのか、少ないのか？

→基本的に、3密の条件が揃ってしまう活動は感染リスクが比較的高い

→人との接触が少ない活動は感染リスクが低い

○活動の見直しの考え方

上記の2つの視点に照らし、現在実施している活動を、以下の4つに分類する（イメージは図8-1のとおり）。その結果、活動できるのかできないのか、活動する場合は、どのような工夫が必要であるのかを委員間で協議していく。

①現状で取り組みやすい活動

人との接触が全くないため感染リスクが低いうえ、民生委員が主体となって実施することが望ましい活動の分類。この分類の活動は、現状においても十分に実施が可能と考えられる。

《活動例》世帯票の整備、広報紙の作成、電話による関係機関との連絡調整、地域の危険箇所の点検、ポスティング（チラシの配布）等

②実施にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触があることや3密の条件が揃うなど、比較的感染リスクが高いが、民生委員が主体となって実施するのが望ましい活動の分類。この分類の活動実施にあたっては、民児協内でその工夫の仕方を協議する必要がある。例えば、定例会の開催については、前述のとおり、3密を避けるためのさまざまな工夫を取り入れるなどが挙げられる。この分類の活動実施の大前提は、徹底した感染症予防であるが、主体となる民生委員が感染症予防に努めていたとしても、サロン活動等において民生委員以外の参集者が感染症予防をしてこない等、さまざまな想定が必要である。それらのリスク管理が十分にできる場合はその活動実施の判断に至るが、困難な場合は中止の判断を下すことも必要である。

《活動例》定例会や研修会、証明事務、調査活動、訪問活動・安否確認、相談支援、登下校時の見守り、サロンの開催等

③現状で協力しやすい活動

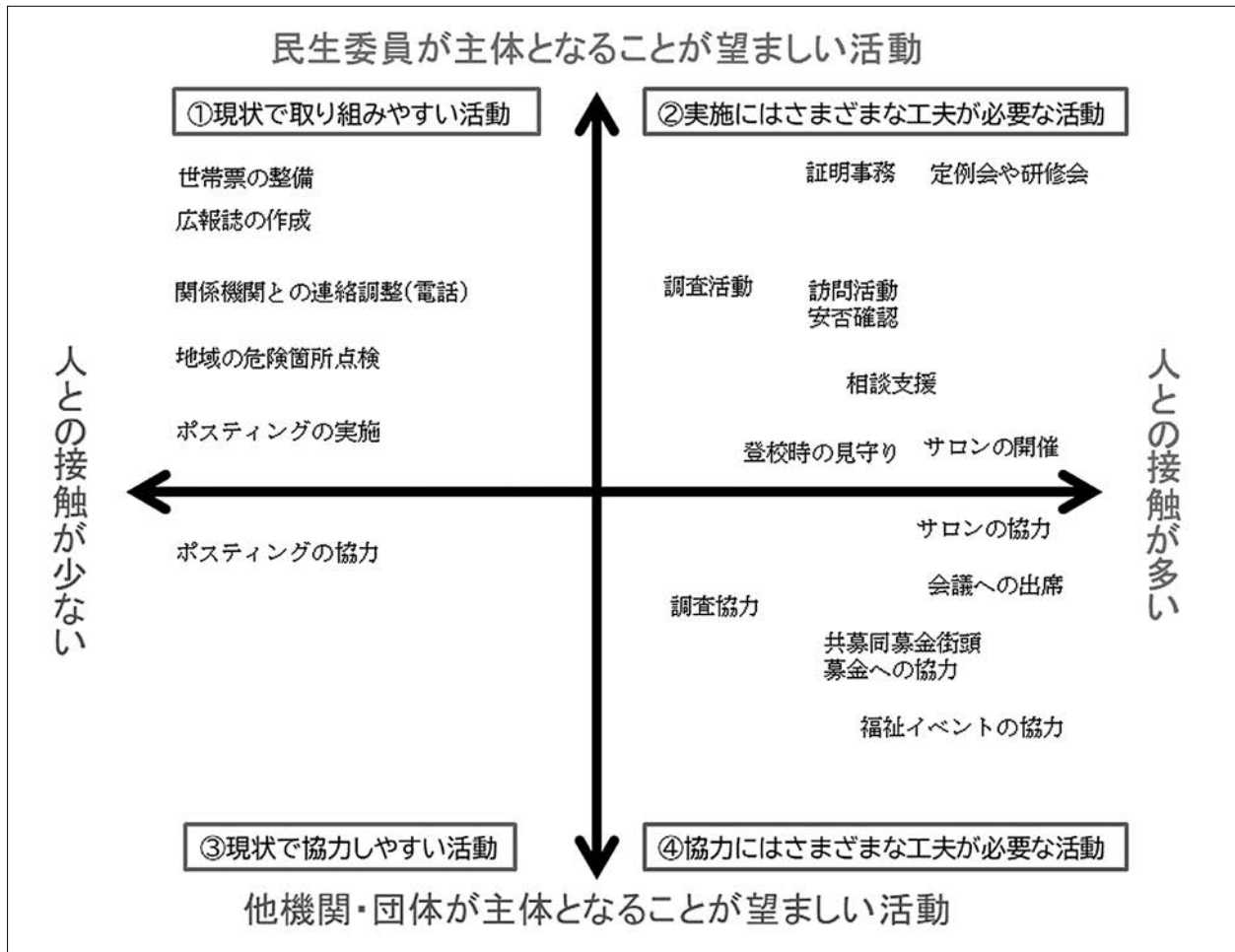
人との接触が全くないため感染リスクが低い行政や他機関・団体に対して協力する活動を分類。この分類の活動は①と同様、現状においても十分に実施が可能と考えられる。

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触があることや3密の条件が揃うなど、比較的感染リスクが高い行政や他機関・団体に対して協力する活動を分類。会議への参加や福祉イベントの協力など、その内容は多岐にわたるが、これらの活動実施の判断基準としては、依頼団体が感染症予防対策に十分に留意しているかどうかにある。民児協が主体となる活動であれば、感染予防に関するさまざまな工夫をコントロールできるが、他機関・団体が主体であれば、一概にそうはならない。例えば、共同募金の街頭募金活動に協力するとした場合、人が集まる大型店舗や公共施設等、街頭に立ち道行く人に募金の協力を呼びかけることとなる。この活動は不特定多数の人と接触の可能性がある取り組みであるため、活動協力者にはマスクの着用その他、可能な限り接触を避ける活動形態など、それらの配慮がなければ協

力する民生委員を危険にさらすことになる。協力を要請する団体が果たしてどの程度感染症予防対策に留意しているのかを判断するためには、前述のとおり、正しい知識と情報が必要となることを改めて補足しておく。

【図8-1:コロナ禍における活動整理のイメージ】



○活動財源（予算）の整理

前述「6-5 活動財源に関する事」において、現状における課題ならびに考えられる対応について記載しているため、詳細に関する事項は割愛し要点だけを述べたい。

活動の財源に関する現状としては、委員個人の活動費が増加し、民児協の財源は予算に残額が生じる可能性が高いことはすでに示したとおりである。不足が見込まれる委員個人の活動費について、地元行政の独自財源によりその補填を求めることも考えられるが、即座に実現できる可能性は決して高くない。一方では財源が不足し、一方では残額が発生するこの状況に関しては、双方の財源を有効に活用しバランスをとる方法を提案したい。

委員の個人活動では、電話代等の通信費の他に、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入費用も必要となってくるが、それらの感染症予防用品を民児協で一括購入し、所属委員に配布する方法をとることで、委員個人と民児協の財源のバランスをとるアイデアがある。北海道から補助される「地区民生委員協議会活動推進費」（250,000円）については、取扱要綱により、その用途は、①研究協議会開催経費、②情報提供資料作成経費、③その他経費の3つに分類されている。民生委員法第24条第1項に規定される“民児協の任務、を果たすための経費として位置付けられているが、その用途ならびに運用にあたって、3つの全ての分類に関する取り組みを履行する必要はない。①研究協議会開催経費は、定例会の開催や研修、研究協議の費用に充てられるものであるが、仮に年度内に研修や研究協議を実施できなかったとしても問題はないということだ。この財源は、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への用途は幅広く認められる。前述の活動の見直しに合わせ、民児協予算を活用し個人の費用負担軽減に関して検討することを勧めたい。

なお、北海道が示している取扱要綱における対象経費の概要と用途は以下のとおりとなっているので、参考にしてほしい。

■民生委員等関係経費負担金取扱要綱一部抜粋

第2 事業内容

(1) 民生委員活動費

民生委員児童委員が要援護者等に対して相談、援助及び指導等を円滑に行うために要する経費

(2) 地区民協活動推進費

民生委員が活動に必要な専門知識・技術を身につけるための次に掲げる経費

ア 研究協議会開催経費

活動を行うために必要な行政の動向、認知症高齢者問題、介護問題、児童問題、保健医療問題等について、それぞれの専門家を講師として講義等を受けるとともに、民生委員が当面している課題や担当事例を出し合い、専門家の助言を得ながら研究協議を行うための経費

イ 情報提供資料作成経費

関係行政機関及び関係団体からの地区民協に対する連絡、依頼事項、研究協議の概要、住宅・施設福祉の公的施策や各種調査結果等その他必要な情報のとりまとめを行うための経費

ウ その他経費

その他地区民協における活動の推進のための経費

(中略)

第3 負担金等

(1) 対象経費

ア 民生委員活動費

旅費、研修費（研修負担金等）及びその他民生委員活動の際に係る経費

イ 地区民協活動推進費

旅費、会議費（会場費、食糧費（会食にかかる経費を除く。）、事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）、研究協議費（報償費、会場費）、情報収集資料作成費（需用費）及びその他活動の推進に係る経費

(4)人権に対する配慮（差別しない、偏見を持たない）

民生委員法では、委員の執務基準として以下のとおり守秘義務および差別的又は優先的取り扱いを禁止する条文が存在する。この条文はいわば、地域住民の“人権、を守る手段と考え方を示しているものである。そして、社会福祉の根源には、この“人権、というキーワードが存在する。

民生委員法第15条

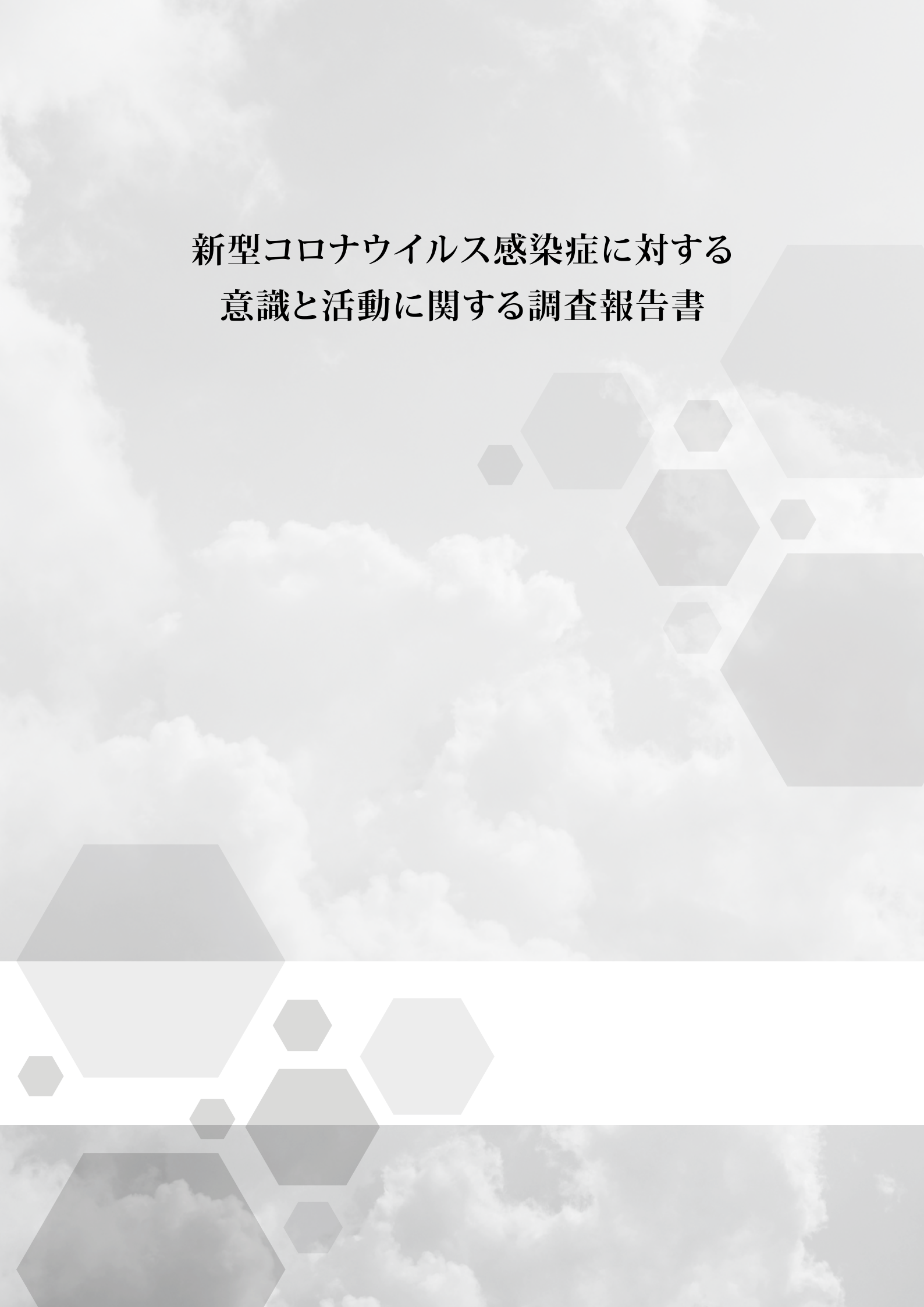
民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

新型コロナウイルスは、病理としての脅威もさることながら、人びとの不安や恐れを増幅させ、そのことが、嫌悪・偏見・差別を生み出しているという指摘がある。ウイルス感染に関わる人や対象を、日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊すとも言われている。これらの現象は、民生委員法の理念や、民生委員法第15条に規定する執務基準と相反するものである。よって前述のとおり、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけたうえで、改めて、この執務基準に照らした自らの活動のあり方を見つめ直し、差別的な扱いをしない人権に対する配慮をそれぞれが考える必要がある。

【参考資料】

- ・日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」(2020年3月)
- ・全国民生委員児童委員連合会「全国モニター調査報告書」(2018年3月)
- ・北海道民生委員児童委員連盟「市町村民児協基本調査報告書」(2017年3月)
- ・北海道民生委員児童委員連盟「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」(2019年3月)
- ・総務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査報告書」(2020年6月)

新型コロナウイルス感染症に対する
意識と活動に関する調査報告書



新型コロナウイルス感染症に対する意識と活動に関する調査報告書

1. 調査概要

(1)趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本連盟では令和2年5月に単位民児協を対象とした活動実態調査（以下、「民児協調査」）を実施した。定例会の開催、訪問・相談支援活動等、さまざまな活動に大きな影響を与えている実態が明らかとなり、その調査結果をもとに「北海道民生委員児童委員活動スタイル」（以下、「新活動スタイル」）の作成に至った経過がある。

しかし、民児協調査はあくまでも民児協の組織活動に焦点を当てたものであり、民生委員児童委員個々人が、コロナ禍にあって活動に対する不安、悩み、恐れを抱いているのかを数量的に明らかにすることができなかった。

以上のことから、委員個々人の意識や活動の状況を明らかにすることで、全道的な情報共有ならびに今後の支援体制の構築、新活動スタイル改訂の基礎資料とすることを目的に本調査を実施する。

(2)調査対象および調査方法

令和2年度民生委員児童委員専門研修に参加する民生委員児童委員、主任児童委員に対して、アンケートを配布し、回答を得た後回収する。

※民生委員児童委員専門研修とは
本連盟が北海道から受託し道内14か所で開催する民生委員法第18条に基づく研修

(3)調査期間

令和2年9月4日～10月8日

(4)主な調査項目

- ①感染症予防対策徹底の状況
- ②各種活動の感染症に対する不安
- ③コロナ禍における活動の課題

2. 回答者の属性

(1) 所 属

所 属	回答数	比 率
市	445	63.3%
町 村	238	33.9%
無回答	20	2.8%
合 計	703	—

(2) 性 別

性 別	回答数	比 率
男 性	308	43.8%
女 性	388	55.2%
無回答	7	1.0%
合 計	703	—

(3) 在任期間

性 別	回答数	比 率
1 期目	311	44.2%
2 期目	100	14.2%
3 期目	71	10.1%
4 期目	82	11.7%
5 期目以上	122	17.4%
無回答	17	2.4%
合 計	703	—

(4) 年 齢 層

性 別	回答数	比 率
20代	0	0.0%
30代	1	0.1%
40代	36	5.1%
50代	82	11.7%
60代	313	44.5%
70代	262	37.3%
80代	2	0.3%
無回答	7	1.0%
合 計	703	—

(5) 参加会場

管 内	回答数	比 率	感染者数/10万人 R2.8月末	管 内	回答数	比 率	感染者数/10万人 R2.8月末
空 知	0	0.0%	18.38人	上 川	0	0.0%	9.88人
石 狩	132	18.8%	52.37人	留 萌	39	5.5%	8.73人
後 志	63	9.0%	54.39人	宗 谷	0	0.0%	7.83人
胆 振	155	22.0%	6.63人	オホーツク	105	14.9%	23.44人
日 高	26	3.7%	8.97人	十 勝	0	0.0%	6.47人
渡 島	131	18.6%	3.29人	釧 路	0	0.0%	13.87人
檜 山	28	4.0%	11.06人	根 室	24	3.4%	4.00人
				合 計	703		33.14人

【補足】①回答数が0の管内は新型コロナウイルスの感染拡大を受け専門研修を中止したため調査ができなかった
②上記感染者数は、北海道が公表する感染状況のデータを本連盟が集計したもの

3. 調査結果

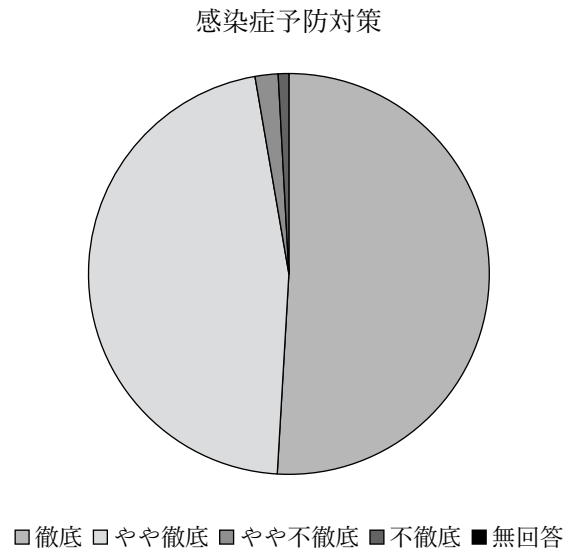
(1)感染症予防対策の徹底について

【表1：感染症予防対策の徹底】

感染症予防対策	回答数	比率
徹底している	357	50.8%
徹底しているに近い	325	46.2%
徹底していないに近い	13	1.8%
徹底していない	2	0.3%
無回答	6	0.9%
合計	703	-

感染症予防については、97.0%の委員が「徹底している」ないしは「徹底しているに近い」と回答しており、全般的な意識の高さがうかがえる。

【図1：感染症予防対策の徹底】



(2)活動時の感染の不安について

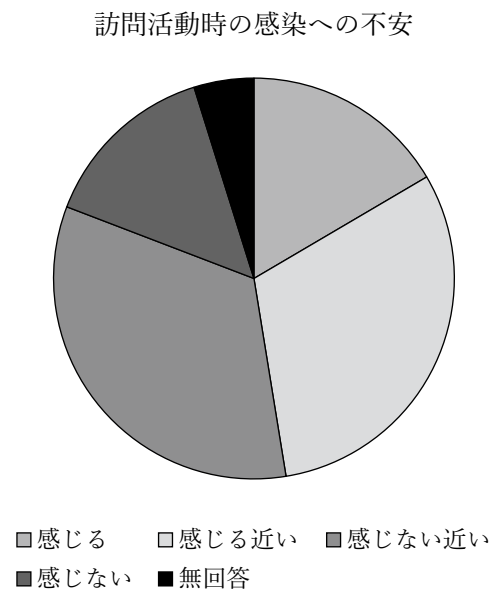
①訪問活動

【表2：訪問活動時の感染への不安】

感染の不安	回答数	比率
感じる	133	18.9%
感じるに近い	211	30.0%
感じないに近い	228	32.4%
感じない	98	13.9%
無回答	33	4.7%
合計	703	-

訪問活動時の感染への不安については、「感じる」、「感じるに近い」の合計が48.9%、「感じない」、「感じないに近い」の合計が46.4%となっており、二極化の傾向が見受けられる。自由記述回答によると、「来訪者でマスクをしないで来る人が多い」、「自分はマスクして行くが、本人（対象者）はマスクをしていない」、「耳が遠い高齢者とは、かなり接近しなければ会話が成立しない」など、民生委員自らはマスクを着用し感染症予防に努めたとしても、対象となる住民が感染症予防をしていない事例があり、これらのことが不安要素となっているものと考えられる。

【図2：訪問活動時の感染への不安】



②相談・支援活動

【表3：相談・支援活動時の感染への不安】

感染の不安	回答数	比率
感じる	106	15.1%
感じるに近い	230	32.7%
感じないに近い	220	31.3%
感じない	97	13.8%
無回答	50	7.1%
合計	703	—

相談・支援活動時の感染への不安については、「感じる」、「感じるに近い」の合計が47.8%、「感じない」、「感じないに近い」の合計が45.1%となっており、訪問活動と同様に、やや二極化の傾向が見受けられる。不安を感じる背景としては、やはり人と接触する活動であるため、対象者（住民）の感染症予防対策の徹底具合が影響しているものと考えられる。

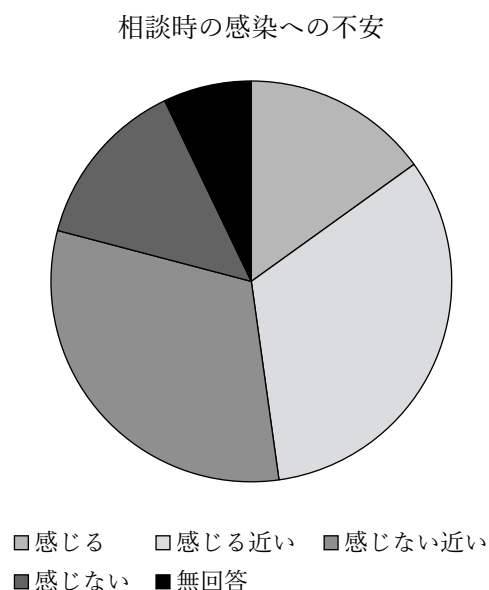
③その他の活動（サロンやイベント）

【表4：その他の活動時の感染への不安】

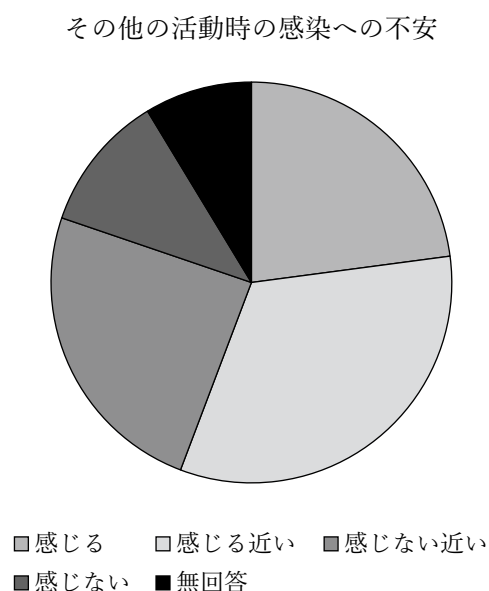
感染の不安	回答数	比率
感じる	161	22.9%
感じるに近い	231	32.9%
感じないに近い	172	24.5%
感じない	78	11.1%
無回答	61	8.7%
合計	703	—

イベントの実施等、その他の活動の感染への不安については、「感じる」、「感じるに近い」の合計が55.8%、「感じない」、「感じないに近い」の合計が35.6%となっており、不特定多数が参集する活動に関しては、感染への不安が比較的強い傾向が見受けられる。さらに、この設問に対する無回答の割合が高い理由としては、イベント等の活動自粛傾向があり、現時点ではそれらの活動に取り組んでいないため、活動実績がなく、回答できなかった委員が多いと推測している。

【図3：相談・支援活動時の感染への不安】



【図4：その他の活動時の感染への不安】



④定例会への出席

【表5：定例会出席時の感染への不安】

感染の不安	回答数	比率
感じる	57	8.1%
感じるに近い	151	21.5%
感じないに近い	287	40.8%
感じない	180	25.6%
無回答	28	4.0%
合計	703	-

定例会出席時の感染への不安については、「感じる」、「感じるに近い」の合計が29.6%、「感じない」、「感じないに近い」の合計が66.4%となっており、5つある設問の中で最も不安を感じない活動となっている。この結果の背景には、感染症予防に努めることで問題なく定例会が開催できるという経験値と、特定多数の参集であることに起因していると推察する。逆を言えば、コロナ禍において実施経験がない活動については、未知の要素が多く、強い不安を感じる可能性があると考えられる。

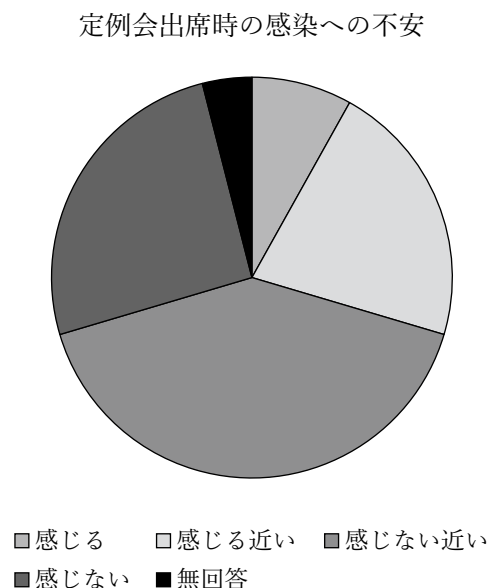
⑤研修会への参加

【表6：研修参加時の感染への不安】

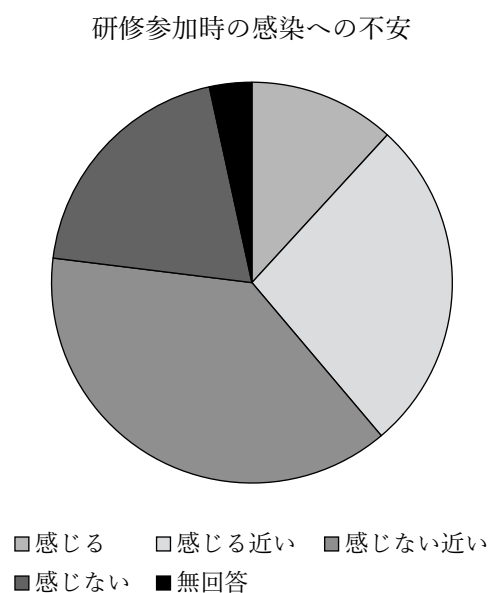
感染の不安	回答数	比率
感じる	83	11.8%
感じるに近い	190	27.0%
感じないに近い	268	38.1%
感じない	138	19.6%
無回答	24	3.4%
合計	703	-

研修参加時の感染への不安については、「感じる」、「感じるに近い」の合計が38.8%、「感じない」、「感じないに近い」の合計が57.8%となっており、5つある設問の中で比較的不安を感じない活動となっている。この背景には、会議や研修実施に関する感染症予防のノウハウが蓄積されつつあることが挙げられる。定例会の出席と比較して不安を感じる回答が多い理由としては、参集規模が定例会と比べて多いことや、不特定多数が参集することなどが考えられる。

【図5：定例会出席時の感染への不安】



【図6：研修参加時の感染への不安】



⑥感染症予防と活動時の感染の不安に関する分析（クロス集計）

本調査の結果、各活動の感染症への不安について、訪問活動や相談・支援活動の感染への不安は二極化していること、イベント等の集会型の取り組みは55.8%が不安を感じていること、定例会への出席や研修会の参加は3割程度しか不安に感じていないことが明らかとなった。

令和2年5月に実施した民児協調査の結果では、48.3%の民児協が電話など非訪問型の安否確認を進めており、相談・支援についても63.6%の民児協が「原則面談はせず、電話等で相談に応じる」と回答している。

感染症予防を重点においた新しい活動スタイルに移行した経緯があることを勘案すると、「不安に感じない」の比率は予想に反して高いものと感じる。「自分の地域は感染者がいないから大丈夫」という楽観的な発想や無頓着があるのか、それとも、しっかりと感染症予防対策を講じているから不安に感じていないのかを明らかにする必要がある。

そこで、各活動の設問において、「不安に感じない」、「不安に感じないに近い」という回答を抽出し、「感染症予防を徹底している」という回答とクロス集計した。結果、表7のとおり、概ねどの活動においても、「不安に感じない」、「不安に感じないに近い」と回答した委員の約半数が、感染症予防を徹底していることが明らかとなった。不安に感じていない背景には、日常的な感染症予防の意識の高さが起因している可能性がある。

一方、新たな活動スタイルが不安に感じない要素となっていることも、可能性として指摘しておかなければならない。新型コロナウイルスの感染拡大により、非訪問型の安否確認への移行傾向をはじめ、民生委員活動の形態は一変した。新たな活動スタイルへの移行が、感染への不安を緩和している可能性もある。本調査ではこれら起因する背景を明らかにすることはできなかったため、今後の調査にあたっての課題としたい。

【表7：不安に感じていない活動と感染症予防の徹底に関する相関関係（クロス集計）】

活動種別	予防徹底×不安感じない	予防徹底×不安感じないに近い	合計	比率	n
訪問活動	68	90	158	48.9%	323
相談・支援活動	63	95	158	50.2%	315
その他の活動	46	73	119	48.2%	247
定例会への出席	104	127	231	49.9%	463
研修会への参加	87	118	205	50.9%	403

⑦地区別感染状況と活動時の感染の不安に関する分析（クロス集計）

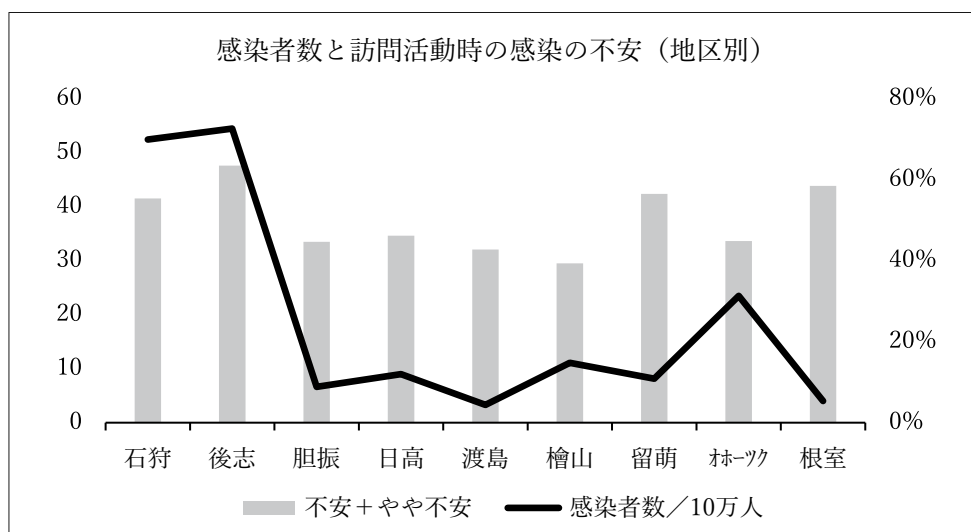
次に、地区別感染状況と活動時の不安に関する相関関係についてみてみたい。図7～11は、①訪問活動、②相談支援活動、③その他の活動、④定例会への出席、⑤研修会への参加に対する感染の不安を地区別に集計し、令和2年8月末現在の感染者数（10万人あたり）を合わせてグラフ化したものである。

まず、全般的な傾向としては、感染者数が50人（10万人あたり）を超えている地区は、訪問活動、相談支援活動、その他の活動において、感染への不安を抱えている委員の割合が比較的高い結果となった。根室地区は感染者数が4.0人（10万人あたり）と、今回の調査対象の地区では最も低い状況であるが、感染への不安を抱えている委員の割合は、感染者数が50人（10万人あたり）を超えている地区と同程度の数値を示している。これらのことから、当然、感染者数の多い地区は感染の不安を抱えながら活動している実態が明らかとなった。加えて、極端に感染者数が少ない地区においても、同レベルの不安を抱えている。これは、未経験の事態への対応のイメージが

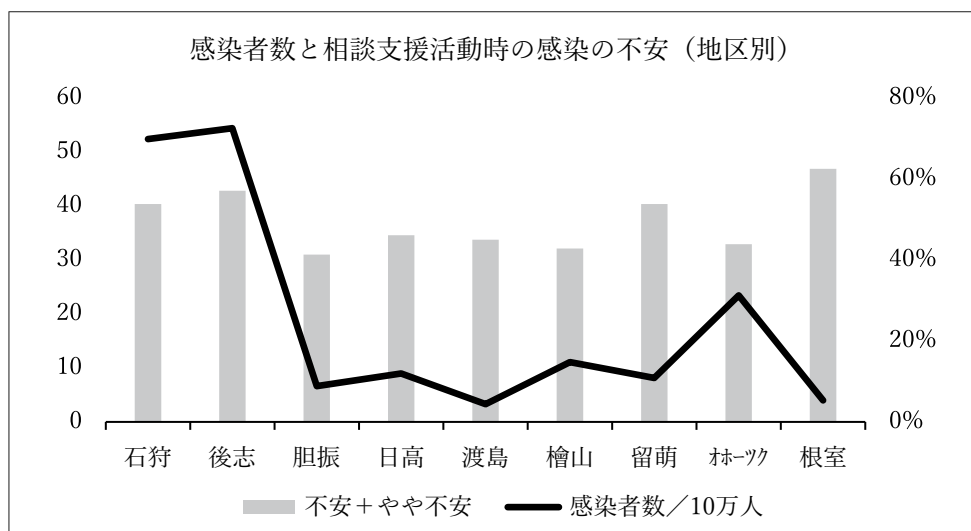
伴わないことに起因しているものと推察する。(図7～9参照)

次に、定例会や研修会の参加に対する不安を見てみると、図10～11で示すとおり、どの地区においても感染への不安を抱えている委員の割合は50%未満となっている。感染者が多い地区とそうでない地区を比較しても、顕著な差が生じていないことから、定例会や研修会の参加にあたっては、その地区の感染者の状況は強く作用していない可能性が見えてきた。本連盟では、災害時活動指針（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）の中で、非常時こそ定例会の開催が重要であることの言及をしてきた。コロナ禍における活動を維持していくために、定例会の開催にあたっては感染症予防を徹底している実態があり、その真摯な取り組みが感染への不安を比較的緩和しているものとする。

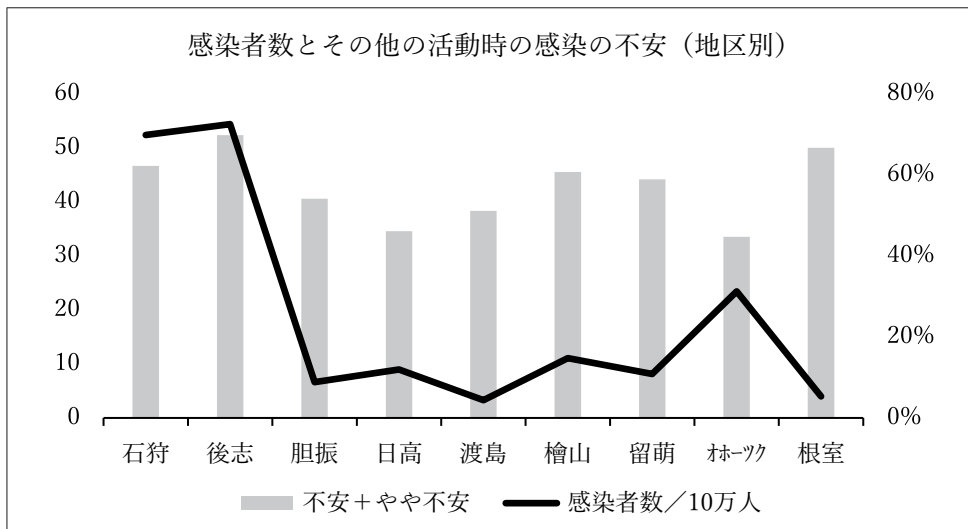
【図7：地区別の感染状況と訪問活動時の感染の不安（地区別）】



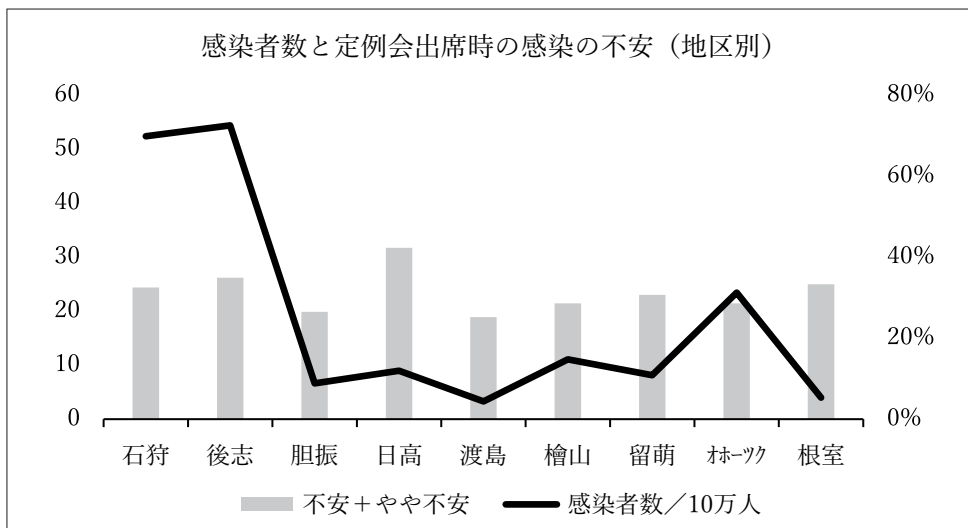
【図8：地区別の感染状況と相談支援活動時の感染の不安（地区別）】



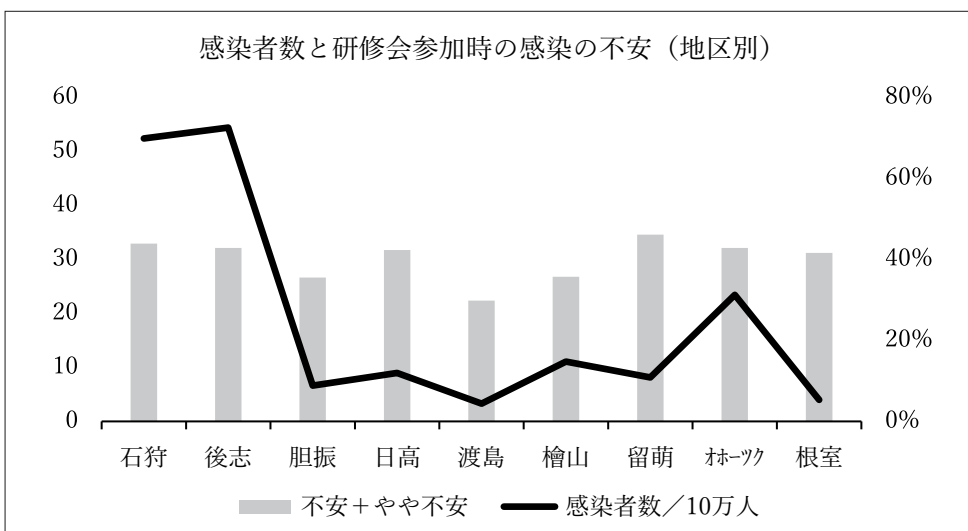
【図9：地区別の感染状況とその他の活動時の感染の不安（地区別）】



【図10：地区別の感染状況と定例会出席時の感染の不安（地区別）】



【図11：地区別の感染状況と研修会参加時の感染の不安（地区別）】



(3)コロナ禍における活動上の課題

【表8：コロナ禍における活動上の課題】

活動上の課題	回答数	比率
ア. 感染症に対する正確な情報が不足している	168	23.9%
イ. マスクや消毒液など感染症予防物資が不足している	54	7.7%
ウ. 世帯訪問に対する地域住民の拒否反応が強い	71	10.1%
エ. 自分の家族から活動に対する理解や協力が得られない	13	1.8%
オ. 電話による安否確認で相手先に出てもらえない	34	4.8%
カ. 電話による相談の対応が慣れないため困惑している	64	9.1%
キ. 見守りが必要な住民への対応ができない	226	32.1%
ク. 学校や福祉施設等へ訪問したいが制限されている	209	29.7%
ケ. 自治会・町内会、学校などと情報共有や連携などに支障がある	155	22.0%
コ. 地域における感染者やその家族に対する過度な偏見や差別がある	36	5.1%
サ. 単位民児協内で委員同士の情報共有や連携の不足が生じている	122	17.4%
シ. 活動方法や留意事項などの申し合わせが不十分な状況にある	102	14.5%
ス. 研修等、知識を習得する機会の減少	338	48.1%

N = 703

表8の回答項目は、先行調査である「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」の結果を参考に、各課題の数量を測定するために設定した。

結果、課題として挙げられた回答としては、「ス. 研修等、知識を習得する機会の減少」が48.1%、「キ. 見守りが必要な住民への対応ができない」が32.1%、「ク. 学校や福祉施設等へ訪問したいが制限されている」が29.7%、「ア. 感染症に対する正確な情報が不足している」が23.9%、「ケ. 自治会・町内会、学校などと情報共有や連携などに支障がある」が22.0%となっており、委員自身の資質向上、見守り活動、他機関・団体との連携などを課題として感じている傾向が明らかとなった。

その中でも、「ア. 感染症に対する正確な情報が不足している」との回答が23.9%であることに注目したい。道内において、初の新型コロナウイルスの感染者が確認されたのが令和2年1月下旬である。そこから、さまざまな行政施策が展開され、北海道においては、現在の「新北海道スタイル」の普及に至っているが、新型コロナウイルスに関しては、研究が徐々に進みさまざまなことが明らかになっている。ある研究者は、「新型コロナウイルスに関する知識の上書きが必要」と提唱している。現時点では感染症予防の考えうる措置を全て「新北海道スタイル」として掲げている状況にあるが、感染リスクが高い行為やそうでない行為が、徐々に判明してきている。それらは日々更新されることから、この研究者の提唱は、最新の情報を取得することの大切さを言及するものであるが、このことは、民生委員として、一生活者として重要なことといえる。

(4)活動上の不安（自由記述回答）※一部紹介、原文のまま掲載

①感染症予防に関すること

- やはりコロナに感染する人が地域から一人も出さないという一人ひとりの意識と徹底した予防のための行動をすることをいかにして実践していくか。
- PCR検査が充分に行き届いていないことから、自分も相手も感染しているかどうか分からないのが不安。
- 手洗い、うがい、マスク、検温、アルコール消毒の基本をしていれば、不安・心配はない（感染しない、させない）
- マスク、消毒液の支給を検討してほしい。
- こちらが充分な感染症予防対策を行っていても、地域住民の方々がどのように感じているかわからず、どのように接したらよいか迷う。
- 積極的な消毒やマスクの使用により、感染させないことを第一に考える。

②訪問活動、相談・支援等に関すること

- 訪問活動を自粛する方向にある。
- 訪問すると、とても快く玄関の戸を開けてくれ、コロナ禍の前と変わらない態度で接してくれる住民が多い。しかし、十分時間を取って、お話を聞いたり面会することができないことを申し訳なく思う。
- 住民の拒否感があると考え、訪問活動を休止している。
- 来訪者でマスクをしないで来る人が多い。
- 電話での安否確認での安否確認を進めているが、ちょっとした変化に気づくためには、やはり対面の方が良い。
- 実態調査のため高齢者宅訪問を行うが、相手側が不安や迷惑を感じていないか不安である。
- 新人なので、顔認識もないのにマスクで訪問しなければならない事も不安である。家庭の中での注意、外出での注意に気を付けている。
- マスクをしての訪問で、高齢者には聞きとりづらい面がある。
- 無症状のまま、感染している場合がある現状に不安をおぼえる。抗体検査などを広く行ったり、ワクチンが出来ない限り安心できない。自分自身も高齢の為、訪問活動をためらっている状況である。
- 高齢者は、電話だけでは不安を感じるので、できるだけ訪問し顔を合わせて話をするのですが、感染予防を考えると心配。
- 安否確認での対面のお話がなかなかむずかしく、ドア越しでのアドバイスが多い。
- 訪問先または相談にくる高齢者の方は、ほとんど民生委員に対して無警戒なので、皆マスクをしてこない。多少心配がある。
- 訪問回数の減少により、地域に新規転入があった場合、住民の把握にタイムラグが発生する。
- 訪問家庭のほとんどが、マスク着用無しでの調査になっている。耳が遠い高齢者とは、かなり接近しなければ会話が成立しない事。
- 訪問しても応対してくれないことがあり、安否確認、手間がかかる。
- 電話での安否確認は失礼のような気がした。

③定例会に関すること

- 定例会の場所の確保、現在は人数を分けて会議をしているが、役員（会長、副会長）の負担が大きくなっているのが心配。
- 定例会の課題を決めるのに苦慮している。（外部講師、グループワークなどが難しい）
- 定例会、役員会等では徹底しているが、戸別訪問では各委員での対応になる為把握できない（意識をもって対応していると思うが）。
- 過度な反応で活動（定例会含む）が中止しているが、無理をしてでも開催すべき。不安な方は欠席をして頂き、無理をしない。
- コロナ禍の中で新人さんの不安が心配。定例会研修が減少しているため。

④情報収集・共有・提供に関すること

- 北海道の感染者の報道で地域別、管内別を伝えてもらえたので状況が掴め、なお一層自粛に目配り、気配りに専念できたことが良かったと思う。
- 高齢者にSNSで情報や何かの申請は無理だと思う。
- コロナ禍であれば、過度の自分と家族の感染が心配であり、動きがひるむ。周囲の感染情報に敏感になった。
- 市内で感染が判明した場合、その情報を把握したい。
- メディアで流れる情報がどこまで本当なのか、全て信じないようにして日々過ごしている。早く平穏な日々が来ることを願っている。
- 自治会活動の自粛により、見守り状況などの情報共有が滞っている。

⑤活動全般に関すること

- マスク姿は、孤立している高齢者にとっては不安に感じる場所がある。
- 災害が起きた時の対応を考えると不安。
- 春ごろ情報が明確ではなかった時、新任委員の不安を取り除くことに苦慮した。
- 自治会活動休止しており、コミュニケーションの場がなくなり楽しみがなくなった。
- 相談を受けた時に、どこに連絡して聞けばわからない。
- 命にかかわると判断しても、相手が拒否した場合の対応が難しい。
- コロナ禍でも、しっかりやっておられる民児協のアイデアを聞きたい。
- 民生委員でかつ児童委員でもあると言われるが、児童委員は何をやればいいのかよくわからないので、通学児童の見守り・声かけ・話しかけやっている。
- 仕事や町内会、ボランティア活動を多くしており、高齢者訪問で自分が感染者になるのではという不安を常に持っている。
- 新任であり、委員としてどう対応したらよいか分かりません（コロナ以外であっても）。
- 委員になって1年未満なので、町内会の集まりも全くなく、住民の状況が把握できない。
- 活動休止が多くなり、委員の中で意欲を無くす人が出ている。
- 今年度、秋までには地域活動（サロン等）なくても、庭仕事等で訪問する機会もあったが、冬期間は、引きこもるようになると会えない不安である。
- 1期目で、これから地域住民の方々に顔を覚えてもらうのが先だと思っている。何事もこれからだと思っている。

⑥差別・偏見や意識に関すること

- 一番の感染者にはならないよう、差別・偏見はきっとあると思う。
- 町内会でも、コロナに対する不安や心配など考え方に差がある。
- 人によりコロナに対する認識の違いがあり、対策をしていない人がいることが気になり、心配になる。
- 行政と民生委員の温度差を感じる。

⑦新活動スタイルに関すること

- 未だ行く末の見えない状態にあり、研修を含めての諸活動について、一定の方向性を示されてよかった。

(5)活動上の工夫（自由記述回答）※一部紹介、原文のまま掲載

①訪問活動や安否確認に関すること

- 訪問宅に心配をかけないように、玄関前で話をしている。
- お互いの感染予防の為、訪問数を減らしている。
- マスク着用をして、インターホンを活用して対応している。
- できるだけ、屋外で話をするようにしている。
- 自分より相手が気になると思うので、電話か、絵手紙等で安否の確認をしている。1ヶ月ぐらい会わない方がいれば、メモを入れるようにしている。
- 感染予防としてマスク、消毒を必ずしている。訪問した時、お話を伺う事がよいかどうか、相手の意思確認している。
- 今は訪問しづらい状況なので、困った時は、電話連絡で対応している。電話番号は、担当地区の方には教えている。
- 90代の耳が遠くなられて、電話での対応もできず、なるべくお手紙を書くようにしている。
- おすそ分けをすることで、訪問を増やそうと試みている。
- パンフ等、ポスト投函を考えている。
- ハガキ作成を実施しようと思っている。
- 小分けした消毒液を訪問活動のとき持ち歩いている。
- 直接訪問は難しい時節にあるので、毎月手紙を作成し、お手紙訪問をしている。ただし、この活動は相手の状況確認が難しい。
- 訪問の際は、短い時間で、玄関ドア、玄関フードなどの戸は開けたままにしている。
- マスクを着用しての短い時間でも、訪問することを喜んでくれる。必要な事と思う。
- 対面を避け、ポストイングで実施している。
- 各戸に印刷物を配付し訪問を控えるが、相談があれば連絡するようにと、連絡先を記入したペーパーを配付している。
- 訪問しないで、遠くから様子を伺っている。
- 名刺ポケット付きのファイルを利用し、各種情報の資料を訪問時に配布している。
- 訪問時、玄関入る前後に手指消毒用の消毒液を使用しています(マスクは必ず着用しています)。
- 独居世帯以外の訪問にあたっては、訪問連絡票により意思の疎通を図っている。

- 玄関に入らず、2メートルくらい離れて対話している。
- 事前に電話してから訪問するようにしている。
- マスクを忘れやすいので、玄関に3つくらい置いている。ディスタンスをとると、マスクからの声はよく聞こえないので、大きい声を出すようにしている。

②委員や地域との連携に関すること

- 委員同士の書類の受け渡しなどは電話連絡のうえ、郵便受けを利用して行うようにしている。
- 短時間ですませる定例会（グループでの研修）。
- 委員同士の携帯電話やスマートフォンを活用している。
- 役員会と事務局との協議、連絡を密にしている。文書類はFAXを利用。
- 町内会との協力を通して活動強化している。
- 例会では、広い部屋で密を避け短時間に実施しています。
- 訪問をなかなか受け入れてもらえない家庭に、マスクを届けるという理由で訪問させてもらえた。
- 相手に不安を与えないようにしている。
- 町内会活動の内、実施している活動にできるだけ参加し、情報を得るようにしている。
- 自治会・老人会の人達の協力で、声かけ運動をしています。
- 民児協の集まりでは感染予防は徹底している。マップ作りの提案をととても強く感じています。
- 3密にならぬように定例会等も工夫して行っています。
- 3密にならない様に定例会のもち方（机の配置）に工夫。又、事業内容（自主研修）に工夫。

③心構えに関すること

- あまり人と接する機会を持たないようにする。消毒や体調管理は徹底する。今日の研修会も本当は出席したくなかった。
- マスク、消毒、3密の回避等。
- 一般的な予防方法には全面的に守っている。しかし、それだけでは不十分であることは大都市の感染結果指導で明らかである。
- マスクをして、なるべく離れて言葉をかけるようにしている。
- 携帯用の消毒液（ジェルタイプ）を持参し、訪問者毎に使用している。
- マスク着用、手指等の消毒、他。
- 感染予防対策の実施（手洗い・マスク・ソーシャルディスタンス）これしかない。
- 基本的な感染対策を遵守すること！

④その他

- 民生委員としてコロナ禍の中、国勢調査もされている人もいる。この暑さの中、健康にも工夫は大変である。
- 9／6は地震（胆振東部地震）のあった日なので、例会時、市の出前講座「防災」をやって頂き、ハザードマップ・SNS支援・要援護者を誰が助ける、避難したら家の前に黄色いハンカチを、等は早々実行したいと考えている。
- 活動自粛の中で、普段行くことのない防災施設の訪問など他に勉強のため、出かけてみた事例

- あり。地域の方達に活動に必要なもの、もう一度、今の時期に考えてみる。
- 北海道スタイルで活動すれば大丈夫だと思う。
 - 身内に寝たきりの妻がいる為、コロナが完全に収まるまで行動ができない。

4. 調査結果から見えてくる課題とその一考察

(1)意識の高さが反作用することへの懸念

本調査の結果、圧倒的多数の委員が感染症予防を徹底しており、自由記述回答をみても、感染症予防に対する意識の高さがうかがえる。しかし、その意識の高さが反作用する可能性をここで指摘しておかなければならない。それは、委員自身が感染した場合の排他的可能性である。

大阪大学の研究グループによる調査によると、日本人の11.5%が「感染は自業自得」と回答している。この数値は諸外国と比較しても2倍以上の割合となっており、感染の自己責任論が強い風潮があるのは否めない。新型コロナウイルスに感染したがために、会社を退職したという事例も存在し、同様のことが民生委員にも起こる可能性は十分に想定しておくべきである。

仲間の新型コロナウイルス感染が判明した際に、排他的にならず、支え合う体制づくりや環境づくりや、感染した委員へのメンタルケア（心の支え）など、考えなければならないことが山のようにある。仲間が困難を抱えたに、“一人にしない、取り組みを想定しておくことも、“足腰の強い民児協づくり、の一つになるのではないだろうか。

(2)地域住民への意識啓発と関係団体への意見具申

本調査では、約半数の委員が訪問活動や相談支援活動での感染の不安を感じている結果が明らかになっている。この背景には、委員自身が感染症予防対策をしても、訪問先の住民がマスクの着用等、感染症予防をしていない状況が挙げられる。

北海道では、「北海道スタイル」を提唱し、道民に対して、手洗い、咳エチケット、換気、3密を避けるなど、新しい生活様式の定着に取り組んでいるところであるが、委員活動の実態から、まだまだ地域住民の間で一般化しているとは言い難い状況にある。

マスクの着用は、自身を感染から防護する他にも、他者に感染させない効果がある。これらのことから、他者と接触する際はマスクを着用することを一般化すべきであるが、一部では地域の実態がそうならない状況にある。

訪問の結果、「マスクを着用していない住民が多い」というのは、民生委員の活動で明らかになった地域の課題といえる。そこで、民生委員法第24条第2項の意見具申権に着目したい。すなわち、その課題を民生委員だけの課題にするのではなく、地域の課題としてとらえ、行政や関係団体に働きかけその課題意識を共有することが重要といえる。そういったことから、関係者が連携し一体となって「感染しない、感染させない」地域づくりを進める出発点は、民生委員活動から始まるのかもしれない。

一方、上記の予防的観点からの啓発活動と並行して、感染症による差別、偏見、社会的排他的ない地域を目指す啓発活動も重要である。新型コロナウイルスの感染により退職せざる得ない状況に追い込まれたなど、全国的に差別や偏見を根幹とする問題は後を絶たない。

民生委員法第15条では、執務基準として差別的又は優先的取り扱いを禁止しており、これは地域住民の人権を守ることを指している。また、民生委員信条に「すべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます」とある。これらは、民生委員が持つべき共通の価値観といえる。

このことを体現していくうえでも、地域住民の感染が判明した際に、地域においてその住民のいのちと暮らしをどう守っていくか、このことを地域に対して課題提起することも民生委員が担う役割のひとつになるのではないだろうか。

(3)質が担保された研修機会の確保

本調査において、コロナ禍における活動上の課題として、最も多くの回答があったのは、「研修等、知識を習得する機会の減少」となっている。裏を返せば、「必要な研修を受けたい」というニーズが高いと解釈することもできる。現状において、感染症予防対策を徹底することで比較的大規模な研修事業の実施も可能となっている。本連盟が主催した全道児童委員活動研究集会では339名の参加があり、その研修運営形態を参考に、地元において研修を実施したとの報告も寄せられている。

しかし、ここで課題として検討しなければならないのは、研修の実施形態である。講演やシンポジウムを中心としたシアター型の研修形態であれば、3密の回避などは比較的容易であり、その実績も存在する。一方、グループワーク等、互いに学び合う形態の研修事業については、現時点では未実施である。その理由としては、3密を回避できないことが挙げられる。

しかし、専門研修のアンケート結果によると、比較的経験年数の浅い委員から意見交換などのプログラムを望む声が多数ある。感染症予防を前提にしつつも、グループワークが実施可能な運営スタイルの確立が急務な状況といえる。

調查票



新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査 調査票①

民児協名		記入者氏名	
------	--	-------	--

設問 1. 定例会の開催状況について

令和2年2～4月の期間の貴民児協定例会の開催状況について、各月に該当する項目にひとつだけ○を付けてください。

2月	ア. 通常通り開催した エ. 元々開催の予定はなかった	イ. 開催を中止した オ. その他 ()	ウ. 開催を中止し書面審議とした
3月	ア. 通常通り開催した エ. 元々開催の予定はなかった	イ. 開催を中止した オ. その他 ()	ウ. 開催を中止し書面審議とした
4月	ア. 通常通り開催した エ. 元々開催の予定はなかった	イ. 開催を中止した オ. その他 ()	ウ. 開催を中止し書面審議とした

(上記でイとウに回答した民児協のみ)

定例会の中止にともない、委員間の情報共有や連絡調整など、貴民児協で工夫した取り組みがあれば下記の内容を記載してください。

--

設問 2. 訪問活動について

貴民児協において、高齢者等世帯等への訪問活動に関する申し合わせ事項として、該当する項目にすべてに○をつけてください。(令和2年4月時点)

- ア. 通常通り訪問活動をする
- イ. 特に気になる世帯のみ訪問活動をする
- ウ. 訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う
- エ. 夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う(訪問を伴わない)
- オ. 原則的にすべての訪問活動は控える
- カ. 訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている
- キ. その他 ()

設問 3. 相談・支援活動について

貴民児協における相談支援活動に関する申し合わせとして、該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。(令和2年4月実績)

①相談対応に関する申し合わせ	ア. 通常通り訪問(来所)により面談を行う イ. 原則面談はせず、電話等で相談に応じる ウ. 相談の受付をしない エ. その他 ()	
②生活福祉資金緊急小口資金等に関する相談実績	相談実績が ない・ある⇒	延べ相談件数(3～4月) 件

設問4. その他の活動について

貴民児協において、相談・支援や訪問以外の活動に関する申し合わせ事項として、各活動項目の当初実施予定のいずれかに○をつけ、「あり」につけた場合は、申し合わせ事項にもいずれかに○をつけてください。(令和2年4月時点)

活動項目	当初実施予定	申し合わせ事項
①行政等からの依頼による調査	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定
②世帯票・福祉票の整備	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定
③他団体の会議や行事への参加	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定
④自主運営しているサロン等活動	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定
⑤民児協の独自研修	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定
⑥その他 ()	なし ・ あり	実施 ・ 中止 ・ 延期 ・ 未決定

設問5. 新任委員へのフォローについて

令和元年12月に就任した新任委員は、誰も経験したことの無いこの状況を受け、活動に対する混乱や不安が生じていることが懸念されます。貴民児協ではそれら新任委員に対して、どのようなフォローをしていますか？特にその工夫があれば、下記にその内容をご記入ください。

設問6. 地域が抱える新たな課題について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、貴民児協の担当地区に新たに生じた課題について、ご記入ください。(民児協運営、困難事例対応、活動経費、個々の委員の悩みなど)

設問7. その他、ご意見、ご要望等

上記回答の他、貴民児協で実施している活動の工夫、本連盟に対するご意見、ご要望等があれば、ご記入ください。

アンケートご協力のお願い

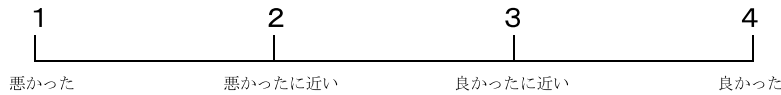
今後の専門研修の企画・運営ならびに各種研修事業の参考とするために、アンケートを実施する運びとなりましたのでご協力をお願い申し上げます。（下記項目に○または記述でご回答ください。）

市・町 村 別	市・町 村	性別	男・女	委員在任 期 数	期目	年齢	代
------------	----------	----	-----	-------------	----	----	---

* 3年未満を1期目としてください

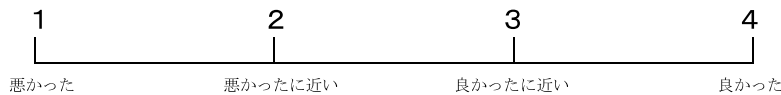
1. 講義1「これからの民生委員児童委員活動」について

問1：今回の講義1の評価について、該当する数字に○を付けてください。



2. 講義2「活動記録（個人情報）支え合いマップ」について

問2：今回の講義2の評価について、該当する数字に○を付けてください。



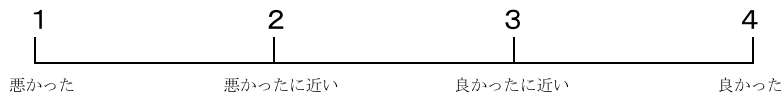
3. 分散研修のテーマについて

問3：今回の専門研修では分散研修ができませんでしたが、研修のテーマとして取り上げてほしいものがあればお書きください。

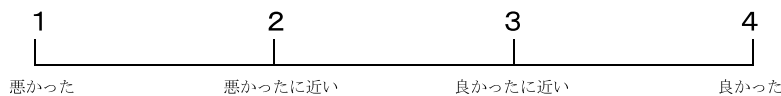
[]

4. 民生委員児童委員専門研修全般について

問4：専門研修における新型コロナウイルス感染症予防対策はいかがでしたか。



問5：今回の専門研修は総合的にみていかがでしたか。



問6：問4、問5で「悪かった」または「悪かったに近い」を選択された方はご意見をお聞かせください。

[]

5. その他、ご意見やご感想

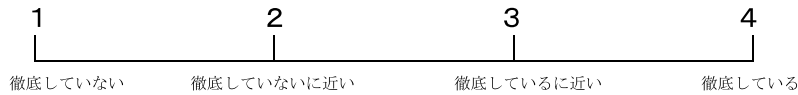
問7：本専門研修のあり方や内容も含め、本連盟に対するご意見、ご感想等がありましたら、どのようなことでも構いませんのでお書きください。

※裏面もあります

6. コロナ禍における民生委員児童委員活動について

コロナ禍における民生委員児童委員活動の中で、不安に感じていること、心配なこと、悩みごとなどをお聞かせください。

問8：マスクの着用、手洗い（手指消毒）、三密の回避等、活動を行う上で感染症予防対策を徹底していますか。該当する数字に○を付けてください。



問9：活動を行う上で感染の不安を感じることはありますか。①～⑤の項目ごとに該当する欄に○を付けてください。

	1 感じない	2 感じないに近い	3 感じるに近い	4 感じる
①訪問活動				
②相談・支援活動				
③その他の活動 (サロンやイベント)				
④定例会への出席				
⑤研修会への参加				

問10：コロナ禍の中、活動の現状について該当する項目全てに○を付けてください。

- ア 感染症に対する正確な情報が不足している
- イ マスクや消毒液など感染症予防物資が不足している
- ウ 世帯訪問に対する地域住民の拒否反応が強い
- エ 自分の家族から活動に対する理解や協力が得られない
- オ 電話による安否確認で相手先に出てもらえない
- カ 電話による相談の対応が不慣れなため困惑している
- キ 見守りが必要な住民へ十分な対応ができない
- ク 学校や福祉施設等へ訪問したいが制限されている
- ケ 自治会・町内会、学校などと情報共有や連携などに支障がある
- コ 地域における感染者やその家族に対する過度な偏見や差別がある
- サ 単位民児協内での委員同士の情報共有や連携の不足が生じている
- シ 活動方法や留意事項などの申し合わせが不十分な状況にある
- ス 研修等、知識を習得する機会の減少

問11：その他、コロナ禍で抱えている不安や心配、悩みごとがあれば、お聞かせください。

{ }

問12：コロナ禍の中、活動を行う上で工夫している事例があれば、ご記入ください。

{ }

ご協力ありがとうございました

資 料



北海道民生委員児童委員活動スタイル【第1版】

～コロナ禍に向き合う活動のこれから～

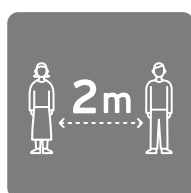
○「北海道民生委員児童委員活動スタイル」について

新型コロナウイルスの感染拡大により、人びとの生活様式や社会・経済活動のあり方が大きく変わろうとしています。北海道においては、新しいライフスタイルやビジネススタイルとして、「北海道スタイル」が示されました。このことと同様に、民生委員児童委員活動においても、コロナ禍と向き合う新しい活動スタイルへの転換を求められています。この活動スタイルは、道民児連が実施した実態調査ならびに関係者からのご意見をいただき作成したものです。ただ、これからの活動の考え方をお示しするものであって、決して強制するものではありません。加えて、社会情勢が変われば、当然活動スタイルも変わることであります。これらの点を踏まえたうえでご参考ください。

これからの活動の7か条

1. 自分自身と家族の安全を最優先に考えましょう
2. 活動や協力は無理のない範囲で行いましょう
3. 「北海道スタイル」を意識した活動を心がけましょう
4. 新型コロナウイルスに関する正しい情報と知識を身につけましょう
5. こんなときだからこそ工夫して協議会(定例会)を開催しましょう
6. これまでの活動を一つひとつ見直しましょう
7. “人権に対する配慮”を留意しましょう

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、
きよりとって



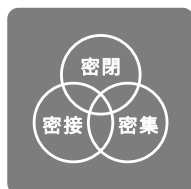
手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さげよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



北海道スタイル

「北海道スタイル」はじめよう。

協議会(定例会)や研修会開催の留意点

(1) 個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

委員個々人が新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につけ、個人レベルでの感染症予防を徹底することが求められます。また、これらについては、民児協内で共通理解を図り、風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず欠席しましょう。

(2) “3密”を避ける会場の選定・設定と留意事項

委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保し、会場内の換気には十分注意しましょう。また、会場内での飲食も控えるようにしましょう。大きな声を出さなくて済むようマイクを使用し、マイク等の機材は使用都度消毒しましょう。

(3) 定例会の時間短縮にともなう情報共有を補完する仕組みづくり

定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても理解できるように丁寧に作成することを心がけましょう。また、会議時間の短縮を図るために効率的な進行に努め、簡易な共有すべき情報は、SNS等を活用した情報共有の仕組みづくりを検討しましょう。

訪問や相談支援活動の留意点

(1) 事前に訪問対象者に連絡し体調を確認

訪問する前に、電話などで訪問対象者の体調を確認し、風邪症状などがある場合は訪問を控えましょう。訪問対象者の症状が重い場合や心配な場合は、すぐに救急もしくは専門機関(地域包括支援センターや役所・役場等)に連絡しましょう。

(2) 可能な限り玄関先で対応

訪問対象者によっては、家に上がることを勧めてくる方もいますが、可能な限り玄関先で面談しましょう。このことは予め民児協の約束事として申し合わせておき、お断りする際は「民生委員児童委員の共通ルール」であることを説明し、事情をご理解いただくとよいでしょう。

(3) 訪問対象者にも感染症予防を依頼

これからの社会のマナーとして、手指消毒やマスクの着用、換気の実施など、訪問対象者にも感染症予防対策をお願いしましょう。

(4) 面談は15分以内で!

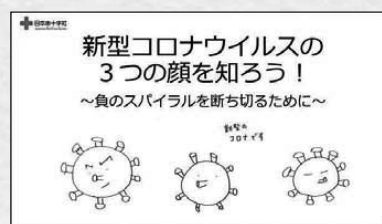
国が示す濃厚接触の定義の中に、「対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合」というものがあります。訪問時の面談は原則15分以内にしましょう。

(5) 訪問先1軒ごとに手指消毒

1日に数軒訪問する場合は、1軒ごとに手指消毒を行いましょう。ポータブルの手指消毒薬があると非常に便利です。

“人権に対する配慮”を学ぶ!

感染者並びに医療従事者およびその家族に対する不当な差別が問題となっています。人権を守る意味でも、この感染症に関する正しい知識と情報入手することはもとより、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する“福祉教育”の取り組みも必要となってくるでしょう。この取り組みにあたっては、日本赤十字社が作成した啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～」が非常に参考になります。この啓発資料は、新型コロナウイルスは、“病気”、“不安”、“差別”の感染を広げ、それぞれが連動していることから、正しい知識と考え方を身につける必要性を、分かりやすく解説しています。ぜひご利用ください。



日本赤十字社
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!
～負のスパイラルを断ち切るために～」
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

活動の見直しの考え方

状況に応じたこれからの民生委員児童委員活動を考えるにあたって、以下の2つの視点に照らし、これからの活動の工夫を考えてみましょう。

(1) 活動の見直しや整理の視点

- ① その活動は民生委員児童委員が主体となることが望ましい活動であるか？
- ② その活動は人との接触が多いのか、少ないのか？

(2) これからの活動を整理する

① 現状で取り組みやすい活動

人との接触が少ない、民生委員児童委員が主体となって実施することが望ましい活動

② 実施にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触は多いが、民生委員児童委員が主体となって実施することが望ましい活動

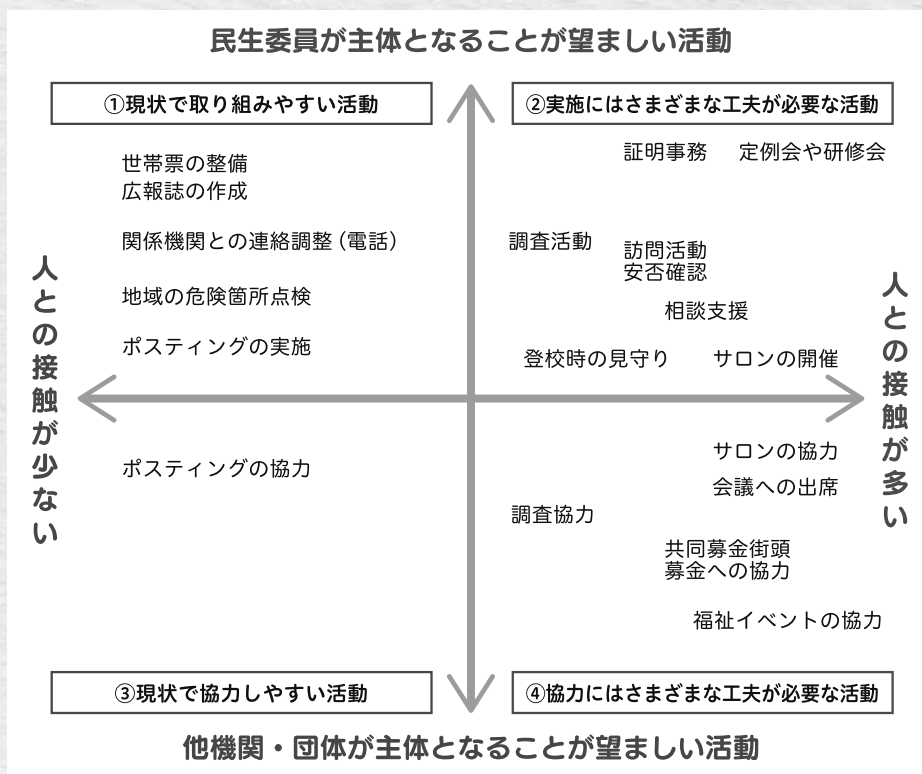
③ 現状で協力しやすい活動

人との接触が少ない、他機関・団体に協力する活動

④ 協力にはさまざまな工夫が必要な活動

人との接触が多い、他機関・団体に協力する活動

まず、下図を参考に民児協の活動を①～④に分類してみましょう。①と③は現状でも十分実施することが可能な活動といえます。一方、②と④は、活動にあたってのリスク管理ができるか否かの検討が必要となる活動です。新北海道スタイルを踏まえ、実現可能な手立てを検討しましょう。検討の結果、十分なリスク管理が困難と判断した場合は、中止することも視野に入れましょう。



◆作成にあたって参考にした資料

- ・「新北海道スタイル」北海道
- ・「コロナとうまく付き合うための地域福祉活動のて・び・き」社会福祉法人阪南市社会福祉協議会
- ・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」日本赤十字社

道民児連会長メッセージ

こんなときだからこそ、寄り添う存在でありたい

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
会長 佐川 徹



我々の先達は、一時は存続も危ぶまれた民生委員制度を、戦前戦後の混乱期を乗り越えしっかりと後世に残してくれました。この民生委員制度によって、民生委員児童委員は、多くの地域住民の心配ごとや困りごとと向き合い、現在もおそれは続いています。

そして、今コロナ禍という誰もが経験したことのない状況に直面しています。人々が抱える困りごとは深刻化し、新たな問題も次々に発生しています。人と人の接触を避ける風潮にあって、民生委員児童委員によって培われてきた地域のつながりが希薄になってしまうことが強く懸念されています。

これからもさまざまな困難が待ち受けていることでしょう。だからこそ、我々が、“地域住民に寄り添う存在”であり続けるために、知恵と勇気をふり絞り、改めて地域と向き合うときではないでしょうか。この「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」をご参考いただき、「明るく 楽しく 元気よく」、共に歩みを進めてまいりましょう。

北海道知事メッセージ

「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」の発行に寄せて

北海道知事 鈴木 直道



地域の中で熱意と使命感をもって、住民に寄り添った相談・支援などに取り組まれている全道の約一万三千人の民生委員児童委員の皆様のご尽力に、心より感謝と御礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での訪問活動や地区民生委員協議会の開催自粛を余儀なくされるなど、今後の活動展開に不安を感じておられる方も少なくないものと思われます。

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、道では、感染リスクを減らしながら、社会経済活動を継続させていく「新北海道スタイル」の浸透・定着に取り組んでおり、この度、この内容に沿い、コロナ禍に向き合う民生委員児童委員の皆様の新しい活動のあり方として「新北海道民生委員児童委員活動スタイル」が策定されました。

この活動スタイルをきっかけにして、民生委員児童委員の皆様が、更に、心を一つにし、この困難を乗り越え、地域福祉の担い手として、ますます大きな役割を果たされることを期待しております。力を合わせて、道民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に取り組んでまいりましょう。

発行年月日 令和2年9月発行

発行・編集 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かてる2.7 4階
TEL 011-261-2181 ・ FAX 011-261-3081



このパンフレットは、
赤い羽根共同募金の助成を受けて
作成しています。



新型コロナウイルスと 民生委員活動に関する調査報告書

令和3年3月発行

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
北海道社会福祉総合センター4階
TEL (011)261-2181